

平成 30 年第 3 回臨時会

# むかわ町議会会議録

平成30年 10月10日 開会

平成30年 10月10日 閉会

むかわ町議会

## 平成30年第3回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3
第 1 号 (10月10日)	
議事日程	5
本日の会議に付した事件	6
出席議員	6
欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7
事務局職員出席者	8
開会及び開議	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
諸般の報告	11
町長行政報告及び提出事件の概要説明	11
報告第4号の上程、説明、質疑	15
報告第5号の上程、説明、質疑	16
承認第4号から承認第12号の一括上程、説明、質疑、採決	17
認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	56
諸般の報告	64
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第50号及び議案第51号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	68
会議時間の延長	79
意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
閉議及び閉会	85
署名議員	87

むかわ町告示第51号

平成30年第3回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年10月5日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成30年10月10日(水) 午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

3 付議事件

町長から提出あった事件

報 告

報告第 4号 放棄した債権の報告に関する件

報告第 5号 平成29年度むかわ町健全化判断比率等に関する件

承 認

承認第 4号 専決処分につき承認を求める件

(平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第3号))

承認第 5号 専決処分につき承認を求める件

(平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第4号))

承認第 6号 専決処分につき承認を求める件

(平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第5号))

承認第 7号 専決処分につき承認を求める件

(平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

承認第 8号 専決処分につき承認を求める件

(平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))

承認第 9号 専決処分につき承認を求める件

(平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号))

承認第 10 号 専決処分につき承認を求める件  
(平成 30 年度むかわ町上水道事業会計補正予算 (第 2 号))

承認第 11 号 専決処分につき承認を求める件  
(平成 30 年度むかわ町下水道事業会計補正予算 (第 2 号))

承認第 12 号 専決処分につき承認を求める件  
(平成 30 年度むかわ町病院事業会計補正予算 (第 3 号))

#### 認 定

認定第 1 号 平成 29 年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件

認定第 2 号 平成 29 年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件

認定第 3 号 平成 29 年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件

認定第 4 号 平成 29 年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件

認定第 5 号 平成 29 年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件

認定第 6 号 平成 29 年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件

認定第 7 号 平成 29 年度むかわ町病院事業会計決算に関する件

#### 議 案

議案第 48 号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例案

議案第 49 号 むかわ町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 50 号 平成 30 年度むかわ町一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 51 号 平成 30 年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

#### 議員等から提出あった事件

意見書案第 8 号 平成 30 年度北海道胆振東部地震に関する意見書案

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

## 平成30年第3回むかわ町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成30年10月10日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

#### 町長提出事件

- 第 5 報告第 4号 放棄した債権の報告に関する件
- 第 6 報告第 5号 平成29年度むかわ町健全化判断比率等に関する件
- 第 7 承認第 4号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第3号))
- 第 8 承認第 5号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第4号))
- 第 9 承認第 6号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第5号))
- 第10 承認第 7号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号))
- 第11 承認第 8号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 第12 承認第 9号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号))
- 第13 承認第10号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第2号))
- 第14 承認第11号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算(第2号))
- 第15 承認第12号 専決処分につき承認を求める件

(平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算(第3号))

- 第16 認定第 1号 平成29年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第17 認定第 2号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第18 認定第 3号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第19 認定第 4号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第20 認定第 5号 平成29年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第21 認定第 6号 平成29年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第22 認定第 7号 平成29年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第23 諸般の報告
- 第24 議案第48号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第25 議案第49号 むかわ町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第26 議案第50号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第6号)
- 第27 議案第51号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議員等提出事件

- 第28 意見書案第8号 平成30年度北海道胆振東部地震に関する意見書(案)

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(13名)

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員	
3番	山	崎	満敬	議員	4番	佐	藤	守	議員
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純一	議員
7番	野	田	省一	議員	8番	三	倉	英規	議員
9番	星	正	臣	議員	10番	津	川	篤	議員

11番 北村 修 議員

12番 中島 勲 議員

13番 小坂 利政 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課主幹	梅 津 晶	総務企画課主幹	柴 田 巨 樹
総務企画課主幹	西 幸 宏	町民生活課長	萬 純二郎
町民生活課主幹	飯 田 洋 明	健康福祉課長	高 橋 道 雄
健康福祉課主幹	今 井 喜代子	健康福祉課主幹	藤 田 浩 樹
産業振興課長	酒 卷 宏 臣	産業振興課主幹	東 和 博
産業振興課主幹	今 井 巧	産業振興課主幹	松 本 洋
建設水道課長	山 本 徹	建設水道課主幹	江 後 秀 也
建設水道課主幹	兄 後 敏 彦	地域振興課長	石 川 英 毅
地域振興課主幹	長谷山 一 樹	地域振興課主幹	菅 原 光 博
恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦
地域経済課長	吉 田 直 司	地域経済課主幹	高 木 龍一郎
地域経済課主幹	西 村 和 将	国民健康保険穂別診療所事務長	藤 江 伸
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹



教育振興室長	田 口 博	生涯学習課 主 幹	上 田 光 男
生涯学習課 主 幹	佐々木 義 弘	選挙管理委員 会事務局 長	成 田 忠 則
農業委員 会事務局 長	鎌 田 晃	農業委員 会事務局 長	高 木 龍一郎
監 査 委 員	数 矢 伸 二		

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	八 木 敏 彦	主 査	長谷山 美 香
---------	---------	-----	---------

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

冒頭、このたび9月6日厚真町を震源として発生した北海道胆振東部地震で犠牲となられた多くの方々へのお悔やみと、被災された皆様に対し心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興を皆さんで強く願うものであります。

議事に入る前に、ここで犠牲となられた多くの方々のみたまに対し、謹んで黙祷をささげたいと思います。御起立を願います。

黙祷。

終わります。着席ください。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回むかわ町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、佐藤守議員、8番、三倉英規議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、10月5日開催の第6回議会運営委員会での本臨時会の運営に係る協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、今月5日に開催しま

した第6回議会運営委員会の経過と結果について報告をいたします。

委員会での協議は、第3回臨時会の運営等に関する件であります。

副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今臨時会に町長から提出される審議案件は22件で、その内訳は、報告2件、承認9件、認定7件、議案4件であります。

提出審議案件の取り扱いについて、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括として議題とする案件は、会期日程表に記載のとおり、承認第4号から承認第12号までの9件、認定第1号から認定第7号までの7件、議案第50号、第51号の2件であります。なお、認定第1号から認定第7号までの決算審査については、議長及び監査委員を除く全議員で構成する平成29年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることで協議が調っております。

議員等から提出を予定している審議案件は追加配付の1件であり、その内訳は、意見書案1件であります。議員提出の意見書(案)については、9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震の被災3町、むかわ町、厚真町、安平町の議会で協議し、10月5日開催された議会運営委員会で協議の結果、受理番号5番については意見書案第8号として議会運営委員会構成委員で提出されております。

次に、本会議場での服装ですが、当分の間作業服着用とし、ネクタイは自由といたします。

議員におかれましては、議会中の私語については慎まれるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、平成30年第6回議会運営委員会の報告といたします。

○議長(小坂利政君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第86号のとおりですので、御了承願います。

---

#### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から、行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。  
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、大変お疲れさまでございます。

平成30年第3回むかわ町議会臨時会に当たりまして、議員の皆様には時節柄お忙しい中を御出席をいただき、まことにありがとうございます。

概要説明の前に、諸般の行政の状況について御報告を申し上げます。

1点目は、9月6日に発生しました胆振東部地震についてであります。

地震発生からきょうで35日目を迎えております。まず、この地震で亡くなられた全ての方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様に対し心からお見舞いを申し上げるものでございます。

議員の皆様におかれましても、みずからが被災されているにもかかわらず、日々地域のために活動されてきておりますことに改めまして心からお礼を申し上げるものでございます。

地震発生以降、この間の状況等について御報告を申し上げます。

9月6日午前3時7分ごろ、胆振東部を中心に強い地震が発生し、本町におきましてはこれまで経験したことのない震度6強を観測したところであります。この地震の発生により、むかわ町では午前3時40分に災害対策本部を設置するとともに、緊急本部会議を開催し、被災された町民の皆さんの安全を確保するため、午前4時50分には町内17カ所に避難所の開設を決定したところでございます。また、町民の皆様の安否確認のため、消防職団員の方々、町職員等による各戸の訪問や巡回、被災を受けた家屋や幹線道路の状況の確認、危険箇所の

点検を行い、通行規制などによる安全確保の対応を行ってまいりました。避難所に避難された町民の皆さんは最も多いときで1,033名に及び、現在、避難所は四季の館1カ所に統合されましたが、自宅で過ごすことが困難な65名の方々が避難生活を強いられている状況にあります。

人的被害につきましては、大変残念ではありますが1名の方の尊い命が失われ、重傷者2名を含む256名の方々がけがをするなど、甚大なものとなりました。家屋や倉庫等にも大きな被害が生じております。現在、罹災証明発行のため、申請に基づき家屋等の調査を進めているところであり、10月8日現在、被害の状況につきましては、全壊建物が99棟、大規模半壊が12棟、半壊が85棟、一部損壊は836棟に及んでいるところであります。

道路や公共施設にもかつてない被害が発生し、現在も町道において通行止めが4カ所、片側通行が6カ所となっており、応急的な復旧にも大変長い期間を要する状況でございます。現段階、公共施設等の被害では、河川、道路、橋梁、公営住宅、学校施設、火葬場などで31億5,000万円、上下水道施設7億8,000万円、産業におきましては、農地や農業用施設、営農施設等で27億8,000万円、商工業46億9,000万円、水産業5億円、林業6億1,000万円、社会福祉施設2億1,000万円、医療施設1億2,000万円と被害も大変大きく、総額で現段階128億4,000万円となっており、自然災害の脅威を改めて思い知らされたところでございます。

現在の復旧・復興対応につきましては、避難をされている皆様には、一日も早くふだんの生活に戻ることができるよう、北海道が9月25日に着手しました応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居、これらを中心に住宅確保の対応などに努めているところでございます。家屋等の被害調査におきましても、順次調査を行い、罹災証明の交付により被災された方々の生活再建支援手続を進めてまいります。

なお、町民の皆様には、各種情報支援制度の概要を取りまとめたむかわ町としての生活再建・支援ハンドブックを10月5日に広報の臨時号とともに配布をさせていただいたところでございます。今後の生活支援の一助になればと考えております。

また、地震発生からこの間、日本赤十字社の皆様の医療支援、姉妹都市の砺波市、日本恐竜協議会の丹波市、篠山市、御船町の皆様、宮城、秋田の両県、横手市、北海道や苫小牧市を初めとする道内市町村職員の皆さん、国の関係機関の皆さん、自衛隊、气象台、警察、消防職、団員並びに建設協会の皆さん、自治会、町内会、自主防災組織の皆さん、また全国から支援のため駆けつけてくださったボランティアの皆様と、運営に御尽力された社会福祉協議会の皆さんなど、多くの皆さんから町民皆さんの生活への支援、そしてこの災害に窮して

いた本町にたくさんの励ましと御助言をいただいているところでございます。町が一番苦しいときに、全国の多くの皆さんに御支援をいただき、ここに改めて心から感謝を申し上げるものでございます。

これからは、地震の応急復旧から復旧・復興へ向け、さまざまな調査が、そして事業というのが始まり、長い道のりが続くものと思います。町としましても、引き続き多くの皆さんの御支援をいただき、全庁一丸となってその体制の構築を図り、努めていきたいと考えております。

町民の皆さんにはまだまだ御不便をおかけすることもあります。この場面に遭遇した私たちがしっかりとこの支援に立ち向かい、そして乗り越え、町民の皆さんがいつもの生活を取り戻せるよう、むかわ町としても、これまで以上に災害に強い新しいむかわ町を未来へ残していくため、これから策定する復興計画により、町民の皆さんとともに進めていかなければならないと考えております。

改めまして、町民の皆さんの御理解を賜りますとともに、引き続き議員の皆様には力強い御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、胆振東部地震におけます被害の状況と対応の経過について、町民の皆さんへのお見舞いの意も込めまして行政報告とかえさせていただきます。

次に、8月14日から17日にかけての長雨による被害についてであります。

14日の降り始めからの雨量は、鵠川観測所において99ミリ、穂別観測所では116.5ミリを記録し、この雨により林道施設3路線が路盤の洗掘や土砂の流出により2億220万円の被害を受け、河川においても6河川で河道が閉塞する被害があり、掘削等の対応が必要となり、350万円の被害が生じたところでございます。

以上、あわせて報告といたします。

さて、本臨時会で御審議いただきます事件につきましては、報告が2件、承認が9件、認定7件、議案4件でございます。

報告第4号 放棄した債権の報告に関する件につきましては、むかわ町債権管理に関する条例により、平成29年度に放棄した債権の内容について、同条例第7条の規定により報告するものであります。

報告第5号 平成29年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきましては、平成29年度各会計決算に基づく健全化判断比率等について、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告するものであります。

す。

承認第4号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）を平成30年9月7日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第5号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）を平成30年9月10日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第6号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）を平成30年9月13日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第7号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を平成30年9月7日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第8号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を平成30年9月13日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第9号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）を平成30年9月13日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第10号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）を平成30年9月7日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第11号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）を平成30年9月7日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第12号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第3号）を平成30年9月7日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

認定第1号から認定第7号につきましては、平成29年度むかわ町各会計決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、関係書類を提出

し、議会の認定に付するものでございます。

議案第48号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、応急仮設住宅入居者選定調整委員会の設置等により、所要の改正を行うものであります。

議案第49号 むかわ町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、都市公園法施工令の一部改正に伴い、都市公園における施設の設置基準を条例で定めるものであります。

議案第50号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）、議案第51号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで、町長行政報告及び提出事件の主要説明は終わりました。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第5、報告第4号 放棄した債権の報告に関する件を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第4号 放棄した債権の報告に関する件につきまして、説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

従前より回収が極めて困難な私債権の事案について、滞納繰越を重ねるという債権管理上の実情課題があり、この課題解決と適正な債権管理を実現するため、債権管理条例の規定に基づき対応してきているところでございますが、このたびの報告につきましては、この債権管理条例及び債権管理マニュアル、さらに庁内債権管理対策会議での各債権所管課による横断的な情報交換、対応連携により債権回収に努めてきたものの、消滅時効完成による債権放棄により最終的に債権管理対策会議に付議し、平成29年度において債権を放棄することが妥当と判断されたものにつき、同条例第6条により債権放棄を決定した内容について同条例第



7条の規定により議会へ報告するものでございます。

次の2ページの私債権放棄調書をお開き願います。

債権の名称ごとに一覧整理しておりますが、情報通信使用料のみ債権者死亡かつ相続人相続放棄による債権放棄でございまして、そのほかはいずれも消滅時効完成による債権放棄で、それぞれ情報通信使用料が1人、公営住宅使用料が3人、国保直診勘定診療収入で1人となっており、水道料金については3人、簡易水道料金で1人、総計で9人、27万1,036円となったところでございます。

以上説明申し上げ、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号 放棄した債権の報告に関する件は報告済みとします。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第6、報告第5号 平成29年度むかわ町健全化判断比率等に関する件を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第5号 平成29年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成29年度決算に基づくむかわ町健全化判断比率等について監査委員の意見を付して報告するものでございます。

初めに、健全化判断比率についてでございます。

平成29年度の一般会計の実質赤字比率及び特別会計、公営企業会計と合わせました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっておりますことから、赤字比率につい

ては算定されておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、平成27年度から平成29年度の決算までの3カ年平均の数値でございますが、9.2%となったところでございます。これは、前年度の比率10.4%に比べ1.2ポイント減少してございますが、主な要因といたしましては、元利償還金の額や債務負担行為負担額等が減少したことにより平成29年度における単年度比率が9.26%となりましたが、対象年度の置きかえのため、平成26年度における単年度比率12.89%から3.63ポイント減少したためでございます。

次に、将来負担比率でございます。将来負担比率は、昨年度のマイナス2.4%から5.2ポイント減少しマイナス7.6%となっておりますが、昨年度に引き続き負担額に対する充当可能財源が上回っておりますので、将来負担比率は表示されておりません。なお、比率減少の要因といたしましては、基金充当可能額の増額4,227万円はあったものの、普通交付税算入公債費が6億1,346万8,000円減少したことによるものでございます。

次に、2の資金不足比率についてでございますが、上水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業会計につきましては、いずれも一般会計からの繰り入れ等により収支バランスを保っておりますので、資金不足は生じていないところでございます。

なお、健全化判断比率の資料といたしまして、別冊の決算関係資料の最初のページにA3判の資料をとじ込んでございますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告5号 平成29年度むかわ町健全化判断比率等に関する件は報告済みとします。

---

#### ◎承認第4号から承認第12号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、承認第4号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第3号））から日程第15、承認第12号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第3号））までの9件を一括議題とします。

承認第4号から承認第12号までの9件について、提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 承認第4号から承認第12号まで、一括して御説明申し上げます。

まず初めに、承認第4号の専決処分報告につき承認を求める件でございます。

議案書の5ページをお開きください。

承認第4号につきましては、平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）でございます。平成30年9月6日発生の北海道胆振東部地震について、発生時から直後に緊急に対応を要するものに係る所要の補正を平成30年9月7日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案の6ページをお開きください。

第1条についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,233万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,711万2,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付しております平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

北海道胆振東部地震に係る災害関係の予算につきましては、町全体に係る未曾有の災害となりましたことから、おおむね3段階での編成としております。

まず、災害発生時から災害直後にかけて緊急的な対応を図るべきものにつきましては9月7日付で専決処分対応としており、本日承認第4号として報告させていただいているものでございます。

次に、災害発生に伴い、緊急的に修繕及び工事に要する経費や被害状況を把握するための調査設計等を行うべきものにつきましては9月10日付で専決処分対応としており、承認第5号としまして報告させていただいているものでございます。

次に、災害発生後から現場確認等により早急に復旧対応を要するものについては、今回の臨時議会を開催していただき、補正予算（第6号）を提案させていただいているところでございます。

また、現在も災害に関する調査につきましては継続しておりますことから、今後開催されます議会におきましても予算提案を予定しているものでございます。

一般会計補正予算(第6号)に計上した事業の概要でございますが、主に被災者支援事業、災害廃棄物及び災害復旧事業となっております。

予算措置の内容につきまして、歳出から御説明申し上げます。

平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第3号)に関する説明書の4ページでございます。

2款総務費、庁舎等管理事務(総合支所)の100万円の追加につきましては、穂別総合支所におけるエレベーターの緊急点検、庁舎の総合点検及び避難所開設に伴う清掃委託を追加する費用でございます。

地域情報施設管理運営事務(総合支所)の420万円の追加につきましては、光ケーブル等の通信施設の修繕及び配信業務の追加に伴う費用でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金(直診勘定)120万円の追加につきましては、地震による医師住宅等損壊に係る繰り出しでございます。

次に、3項災害救助費、被災者支援事業の1,357万円の追加につきましては、避難所開設に当たり各種運営経費を計上したものでございます。

4款衛生費、環境衛生一般事務の500万円の追加につきましては、地震により倒壊した各家庭の灯油ホームタンクの立ち上げ業務に要した経費となっております。

ごみ・し尿処理対策の2,350万円の追加につきましては、災害廃棄物処理に係る委託料、消耗品費及び借り上げ料を計上したものでございます。

6款商工費、地域おこし協力隊活動支援事務の40万円の追加につきましては、災害対応職員として従事したことによる使役分となっております。

8款消防費、防災初動対応事業450万円の追加につきましては、災害初動時の必要経費として、消耗品費、借り上げ料等を計上したものでございます。

11款諸支出金、公営企業支出金の8,600万7,000円の追加につきましては、各企業会計における機器損傷等に対する補助金、出資金でございます。

13款災害復旧費、農業施設災害復旧事業405万円の追加につきましては、被災した農業用施設に関する調査委託料でございます。

道路橋りょう災害復旧事業の870万円の追加につきましては、町道橋に係る緊急点検委託料及び災害復旧補修業務委託料となっております。

河川災害復旧事業の330万円の追加につきましては、災害復旧補修業務委託に要する経費となっております。

公園等災害復旧事業の220万円の追加につきましては、災害復旧補修業務委託のほか、施

設の修繕及び点検手数料でございます。

消防施設災害復旧事業の300万円の追加につきましては、胆振東部消防組合鶴川支署庁舎修繕のための調査委託料でございます。

学校教育施設災害復旧事業50万円の追加につきましては、穂別小学校体育館窓枠の補修業務委託料でございます。

社会教育施設災害復旧事業120万6,000円の追加につきましては、鶴川高等学校学生寮における修繕経費となっております。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

補正予算（第3号）に関する説明書の2ページをお開き願います。

当該災害の復旧に係る財源といたしましては、10款地方交付税では特別交付税の災害ルール分を含め3,882万5,000円。14款国庫負担金・補助金では、災害救助法に基づくものを含め1,973万円。21款災害廃棄物処理事業債では、災害廃棄物処理事業債の1割230万円を追加し、歳出合計との差額は18款繰入金の財政調整基金1億円と19款繰越金147万8,000円で収支を図っているものでございます。

続きまして、議案書6ページにお戻りいただき、第2条地方債の補正でございます。

地方債の補正につきましては、先ほど御説明したとおり、10ページのほうで記載してございます。後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、承認第5号の専決処分報告につき承認を求める件でございます。

○議長（小坂利政君） 資料配付のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時10分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

資料が整いましたので、改めて説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 改めまして、今お手元のほうに、今回の承認第4号、第5号、また議案第50号に係る資料といたしまして、災害関係予算の概要ということでお配りを

させていただきます。

一番表紙の部分になりますが、こちらに今回の専決の部分、また臨時会での議案提出をした部分の考え方というものを載せてございます。

まず、専決処分といたしまして、今回、補正予算（第3号）をまずこちらのほう、載せさせていただきます。こちらについては記載のとおり状況でございますが、町民生活の安心・安全を確保する観点から、平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害発生時から災害直後において、応急対応、被災者対応等を要する経費について専決処分対応とするとしております。中でも、応急復旧経費、また災害復旧のための調査設計等を盛り込んでいるというような状況でございます。

(2)におきましては、補正予算（第4号）としての内容の部分でございます。こちらにつきましても、地震発生の調査等により早急に対応が必要となった歳入歳出予算、また臨時会開催前に復旧事業を行うために契約行為を要する経費について専決処分対応とするとしてございます。内容としましては、応急復旧経費、災害復旧のための調査設計、単独災害復旧事業、罹災証明に係る経費、災害廃棄物受け入れに係る経費というような内容となっております。

臨時会議会の対応につきましては、補正予算（第6号）という形で載せてございます。こちらにつきましても、応急復旧経費、災害復旧のための調査設計、単独災害復旧事業、早急に復旧を要する補助災害復旧事業、罹災証明に係る経費、災害廃棄物の処理に係る経費ということで載せてございます。

お配りしてもらった資料の後半部分ですが、公共施設災害の被災箇所図、また農地、農業用施設の被災箇所、また林道施設の被災箇所、また一番最後には公共施設の被災箇所ということで、A3判で地図を載せてございます。こちらも説明とあわせてごらんいただければと思います。

すみません。また、3ページと4ページにおいては、今回の予算でも載せてございます予算措置の内容として、各区分、分野、また金額というように分けて表にしてございます。こちらあわせてごらんいただければと思います。

それでは、続きまして、承認第5号の専決処分報告につき承認を求める件を御説明させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。

承認第5号につきましては、平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）でございま

して、平成30年9月6日発生 of 北海道胆振東部地震について、緊急的に修繕や工事に要する経費や被害状況を把握するための調査設計を行う経費について所要の補正を平成30年9月10日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案の12ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億2,533万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,244万4,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます議案説明資料及び平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明申し上げます。

議案説明資料につきましては、承認第4号で御説明したとおりでございます。

予算措置の内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の4ページをごらんいただきたいと思っております。

3款民生費、被災者支援事業3,710万4,000円の追加につきましては、災害救助法に基づく罹災証明等の経費でございます。

4款衛生費、ごみ・し尿処理対策の5億2,450万円の追加につきましては、災害廃棄物処理委託に係る経費のほか、災害救助法に基づく建物解体経費等でございます。

8款消防費、防災初動対応事業450万円の追加につきましては、各車両等を借り上げている経費となっております。

12款給与費の5,155万円の追加につきましては、臨時職員の管理職員特別勤務手当及び時間外勤務手当となっております。

13款災害復旧費、農業施設災害復旧事業410万円の追加につきましては、農業施設における調査設計委託料となっております。

林道災害復旧事業2,330万円の追加につきましては、調査設計及び災害復旧補修業務委託に要する経費でございます。

道路橋りょう災害復旧事業1億3,803万5,000円の追加につきましては、調査設計委託、災害復旧補修業務委託等に要する経費でございます。

河川災害復旧事業5,257万3,000円の追加につきましては、災害復旧工事のほか、調査設計委託に要する経費でございます。

公園施設災害復旧事業の508万6,000円の追加につきましては、調査設計委託、災害復旧補修業務委託に要する経費でございます。

公営住宅災害復旧事業3,657万4,000円の追加につきましては、公営住宅修繕のほか、調査設計委託に要する経費となっております。

学校教育施設災害復旧事業の409万3,000円は、応急業務委託のほか、修繕、施設管理等委託に要する経費でございます。

社会教育施設災害復旧事業633万3,000円の追加につきましては、施設の建物損壊調査等に要する経費でございます。

保健体育施設災害復旧事業1,022万6,000円の追加につきましては、施設用備品のほか、保守点検委託に要する経費となっております。

環境衛生施設災害復旧事務の121万9,000円の追加につきましては、穂別斎場火葬炉の修繕に要する経費でございます。

高齢者福祉施設災害復旧事業の1,315万3,000円の追加につきましては、介護予防センターひだまりの里等における修繕経費でございます。

児童福祉施設災害復旧事業の6万円の追加につきましては、母子通園センターにおける灯油タンク購入経費となっております。

その他公共施設災害復旧事業の1,292万6,000円の追加につきましては、四季の館における修繕や調査委託に係る経費となっております。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

補正予算（第4号）に関する説明書の2ページをお開き願います

10款地方交付税は、特別交付税の災害ルール分を含め、1億3,839万5,000円。14款国庫負担金・補助金では、災害救助国庫負担金として損壊家屋等解体処理業務及び被災者住宅応急修理としまして2億1,294万5,000円。災害等廃棄物処理事業費補助金として1億6,775万円。斎場災害復旧事業費補助金として81万2,000円。既設公営住宅災害復旧事業費補助金としまして800万円。公立学校施設災害復旧費補助金として102万9,000円。公立社会教育施設災害復旧費補助金として232万5,000円。公共学校体育教育施設災害復旧費補助金として596万7,000円。

21款町債は、環境衛生事業債3,350万円。農林水産業施設災害復旧事業債830万円。公共土木施設災害復旧事業債7,470万円。公営住宅建設事業債2,200万円。高齢者福祉事業債810万円。保健衛生事業債40万円を追加し、歳出合計との差額は18款繰入金の財政調整基金2億



2,000万円と19款繰越金2,111万円収支を図っているものでございます。

続きまして、議案書12ページにお戻りいただき、第2条地方債への補正でございます。

地方債につきましては、15ページに新たに追加となるもの、16ページで変更となるものを記載してございます。後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、承認第6号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）でございます。議案書の17ページをお開きください。

承認第6号につきましては、平成30年9月6日発生した北海道胆振東部地震により甚大な被害を受け、9月12日から平成30年度むかわ町議会第3回定例会が流会となり、今後の議会招集の予定も未定でありましたことから、今後の事務事業に必要であるとして、定例会に提出予定であった補正予算のうち政策的なものを除く予算につきまして平成30年9月13日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,062万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億307万3,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出より御説明申し上げます。

2款総務費、1項2目の情報管理一般事務43万7,000円の追加につきましては、本庁、総合支所において使用しております事務用パソコンのリースアップに伴い、基本OSのサポートが2020年1月までとなっていることからリース期間を延長するものでございます。

続きまして、6目の地域情報施設管理運営事務356万6,000円の追加につきましては、国営かん排事業において支障となる光ケーブルの移転を維持補修工事として行うものでございます。該当事業の財源といたしましては、資産減耗分1割を除き、移転補償費320万8,000円、残額は一般財源を充てるものでございます。

次に、7目の公用車等管理事務の40万円につきましては、継続点検及び法定点検時における修理の増加により、今後の車検車両及び支出見込み分として追加するものでございます。

次に、2項1目の税務一般事務30万円につきましては、1件100万円を超える法人税還付金発生により、今後見込まれる還付金及び加算金に不足が生じることから追加するものでございます。

3款民生費、1項1目障害者福祉事業723万6,000円の追加につきましては、障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、障害者福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービス報酬区分が追加となりますことからシステムを改修するものでございます。また、平成29年度の障害者自立支援給付費及び障害者医療費の精算確定に伴い、国庫及び北海道への償還金として追加するものでございます。システムの改修に当たりましては、改修費用の2分の1が国庫補助金として充当されます。

次に、3目の国民年金一般事務17万5,000円の追加につきましては、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、産前産後期間の保険料減免となる対応に係るシステムの改修を行うものでございます。

続きまして、5目未熟児療育医療費給付事業19万3,000円の追加につきましては、平成29年度の未熟児療育医療費の精算確定により国庫へ返還するものでございます。

次に、2項1目の児童福祉一般事務74万6,000円につきましては、短時間勤務となる臨時職員に係る社会保険料適用範囲が拡大されたことに伴い、必要となる社会保険料を増額するものでございます。また、父親向けの子育て講座を実施するに当たり、託児所を開設し、保育所を配置することから、その賃金及び平成29年度の障害児入所給付費の精算確定に伴い、国庫及び道への償還金を追加するものでございます。

4款衛生費、2項1目の環境衛生一般事務79万4,000円の追加につきましては、本年6月18日に発生いたしました大阪北部地震によりブロック塀が倒壊し、9歳の女児が犠牲になったことから、町内の公共建築物等への緊急点検を実施した結果、未だ公衆トイレに設置する塀を必要性から撤去するものでございます。あわせて、施設及びその周辺の補修を行うものでございます。また、旭岡水道組合における水道管布設がえに対する補助を行うものでございます。

樹海温泉管理運営事務の54万2,000円につきましては、樹海温泉はくあにおいて複数の緊急修繕を行ったため、所要の額を追加するものでございます。

5款農林水産業費、2項1目の林道維持管理事務の220万円につきましては、8月14日から17日にかけての長雨により、鶴川地区2路線、穂別地区1路線におきまして被害がありましたことから、補修に要する所要額を追加するものでございます。

次に、3項1目水産業振興対策事業の20万円の追加につきましては、北海道が行う水産業供給基盤機能保全事業におきまして、鶴川漁港係留施設の補修を平成31年度に行うため本年度において実施設計を行うもので、地元負担分を計上するものでございます。

資源管理型漁業推進事業の17万3,000円につきましては、過去6年間のししゃも水揚げ金額の増加により漁獲高割合が見直しされたことに伴い、管内ししゃも漁業振興協議会負担金が増額となったことから所要額を追加するものでございます。

7款土木費、3項1目の河川維持管理事務327万円につきましては、8月14日から17日にかけての長雨により、鶴川地区の6河川におきまして被害がありましたことから、補修に要する所要額を追加するものでございます。

9款教育費、1項4目の教育団体活動等事業24万8,000円につきましては、幼稚園就園奨励費補助の対象となる方の転入がありましたことから、所要額を追加するものでございます。当該事業の財源といたしましては、補助対象金額の一部が国庫補助金として充当されます。

次に、4項5目の放課後子どもセンター管理運営事務14万9,000円につきましては、3款2項1目の児童福祉一般事務におけます社会保険料適用範囲拡大と同様に所要額を追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

一般会計補正予算説明書の2ページをお開き願います。

歳入でございますが、14款国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費支援等システム改修に係る障害者地域生活支援事業等補助金の15万1,000円及び幼稚園就園奨励費補助金の4万1,000円でございます。

19款繰越金につきましては、歳入予算の調整額といたしまして1,722万9,000円を追加するものでございます。

20款諸収入の320万8,000円の追加につきましては、国営かん排事業における支障物件の工事移設補償費として計上するものでございます。

以上で承認第6号の説明を終了させていただきます。

続きまして、予算書21ページの承認第7号の専決処分報告につき承認を求める件でございます。

承認第7号につきましては、平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、平成30年9月6日発生の北海道胆振東部地震について、発生時から直後に緊急に対応を要するものに係る所要の補正を平成30年9月7日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、22ページをお開きいただきます。

第1条でございますが、既定の直診事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120

万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,685万3,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町国民健康保険事業補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページ、歳出より御説明申し上げます。

1款総務費の医師等確保対策事業の120万円につきましては、医師住宅、看護師住宅の緊急修繕に係る費用でございます。財源につきましては、2ページにお戻りいただきまして、歳入の3款で一般会計繰入金を歳出合計と同額の120万円追加するものでございます。

以上で承認第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書25ページの承認第8号の専決処分報告につき承認を求める件でございます。

承認第8号につきましては、平成30年9月6日発生しました北海道胆振東部地震により甚大な被害を受け、9月12日から平成30年度むかわ町議会第3回定例会が流会となり、今後の議会招集の予定も未定でありましたことから、今後の事務事業に必要であるとして定例会に提出予定でありました補正予算のうち、政策的なものを除く予算について平成30年9月13日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書26ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ451万7,000円を追加し、事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,599万4,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（企業勘定第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

〔発言する者あり〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 失礼いたしました。ただいまの歳入歳出の総額につきましては、それぞれ13億5,621万7,000円とするというものが正しいものになります。

よろしいですか。それでは、すみません、続けさせていただきます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（事業勘定第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出から御説明申し上げます。

7 款諸支出金、一般被保険者保険税還付金45万円の追加につきましては、他保険加入により過年度へ遡及し資格喪失になりました方への保険税を還付するものでございます。また、負担金等償還金の406万7,000円の追加につきましては、平成29年度の退職者医療療養給付費等交付金の精算確定による社会保険診療報酬支払基金への精算返還金でございます。財源につきましては、2 ページにお戻りいただきまして、歳入の6 款で前年度繰越金を歳出合計と同額の451万7,000円追加するものでございます。

続きまして、議案書29ページの承認第9号の専決処分報告につき承認を求める件でございます。

平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、平成30年9月6日発生の北海道胆振東部地震について、発生時から直後に緊急に対応を要するものに係る所要の補正を平成30年9月13日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の29ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,104万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,709万5,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3 ページの歳出より御説明申し上げます。

6 款諸支出金の介護負担金等精算返納金3,104万8,000円の追加につきましては、平成29年度の事業費確定により、国庫等支払基金への介護給付費負担金、地域支援事業交付金の償還金でございます。また、このため、2 ページの歳入、8 款繰越金の前年度繰越金で歳出と同額を増額補正するものでございます。

続きまして、議案書33ページをお開きください。

承認第10号につきましては平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、平成30年9月6日発生の北海道胆振東部地震について、発生時から直後に緊急に対応を要するものに係る所要の補正を平成30年9月7日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

第2条は、平成30年度むかわ町上水道事業会計の収益的収入と収益的支出にそれぞれ2,283万円を追加するものでございます。

また、第3条では、収益的支出について、水道事業で661万円、簡易水道等事業で1,622万

円を追加し、収益的収入では、水道事業、簡易水道等事業ともに一般会計補助金により収支調整額等の変更を行うものでございます。

こちら、別冊配付してございます平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明の都合上、2ページの水道等事業、収益的支出から御説明させていただきます。

収益的支出は、1款水道事業費用、3項特別損失において、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により発生した災害による損失分としまして661万円を増額するものでございます。

2款簡易水道等事業費用につきましても、水道事業費用同様に、災害による損失分としまして1,622万円を増額するものでございます。

これに対する収益的収入でございますが、1ページをごらんいただきまして、水道事業、簡易水道等事業ともに、災害関連分としまして一般会計補助金を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただき、34ページ。

第3条の他会計金につきましては、先ほど御説明した内容となっております。

以上で承認第10号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書35ページをお開きください。

承認第11号につきましては、平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。平成30年9月6日発生の北海道胆振東部地震について、発生時から直後に緊急に対応を要するものに係る所要の補正を平成30年9月7日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

第2条では、平成30年度むかわ町下水道事業会計の収益的収入と収益的支出について、公共下水道事業で2,690万円、農業集落排水事業で1,020万円を追加するものでございます。

また、第3条では、資本的支出について、公共下水道事業で2,400万円、農業集落排水事業で1,370万円を追加し、資本的収入では、公共下水道事業で企業債1,700万円、出資金700万円を追加、農業集落排水事業で企業債690万円、出資金680万円を追加し、収支調整額等の変更を行うものでございます。

こちらにつきましても、別冊配付してございます平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明いたします。

説明の都合上、2ページの下水道等事業収益的支出から御説明させていただきます。

収益的支出は、1款公共下水道事業費用は平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地

震により災害による損失分としまして2,690万円を計上するものでございまして、2款農業集落排水事業費用につきましても、公共下水道事業費同様、災害による損失分としまして1,020万円を計上するものでございます。

1ページをごらんいただきまして、収益的収入におきましてはともに一般会計補助金にて増額するものでございまして、公共下水道事業で2,690万円、農業集落排水事業で1,020万円の計上となっております。

続きまして、4ページにお進みいただき、上段の公共下水道事業資本的支出につきましても、災害復旧費用としまして調査設計委託料及び災害復旧工事としまして2,400万円の追加、下段の農業集落排水事業資本的支出につきましても、公共下水道事業同様1,370万円の追加をするものでございます。

これに対する資本的収入でございますが、3ページをごらんいただきまして、公共下水道事業資本的収入の企業債で1,700万円及び一般会計出資金で700万円追加、農業集落排水事業資本的収入は企業債で690万円及び一般会計出資金で680万円を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、37ページの第4条につきましてもは企業債の限度額の補正、第5条につきましてもは他会計からの繰入金を補正するものでございます。

以上で承認第11号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書39ページをお開きください。

承認第12号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

第2条は、平成30年度むかわ町病院事業会計の収益的収入を600万円、収益的支出について600万円を追加するものでございます。

また、第3条では、資本的支出について1,882万7,000円を追加し、資本的収入では出資金627万7,000円、補助金1,255万円を追加するものでございます。

こちら、別冊配付してございます平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明いたします。

1ページの病院事業収益的支出から御説明させていただきます。

収益的支出は、1款病院事業費用は、平成30年9月6日に発生しました北海道胆振東部地震により、その他特別損失としまして600万円を計上するものでございます。収益的収入におきましては、一般会計補助金にて600万円増額するものとなっております。

続きまして、2ページにお進みいただきまして、下段の資本的支出については、災害復旧費としまして医療機器等補修整備費1,882万7,000円の追加をするものでございます。これに

対する資本的収入ですが、一般会計出資金627万7,000円、医療施設等災害復旧費国庫補助金として1,255万円を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、40ページの第4条につきましては、他会計からの補助金を補正するものでございます。

以上で承認第12号の説明を終わらせていただきます。

以上で承認第4号から第12号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときは、ページ数及び款項目節、または事業番号を指示の上、質疑願います。

初めに、承認第4号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書、別冊事項別明細書1ページから9ページまでの、1、総括、2、歳入、3、歳出全般についてと、議案書つづり5ページから10ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表地方債補正までの全般について質疑はありませんか。

5番。

○5番（大松紀美子君） 8ページの2560、道路橋りょう災害復旧事業なんですけど、現在も不通になっている町道末広3線についてなんですけど、奥のほうで商売されている方もいるんですけども、この辺の対応、どのようにされてきたのか伺います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの質問にお答えします。

ただいまの御質問の町道につきましては、倒壊の可能性がある箇所が2カ所ほどありまして、それにつきましては、これから公費取り壊しの受け付けを近々に行いますので、その部分で所有者から申請を出していただきまして、そして解体のほうを進めていきたいと思っております。事前には協議には来ていただいているんですけど、一応公費解体ということで希望しているということなものですから、その部分で準備次第進めていきたいと考えています。それが終わりましたら、町道の通行止めの部分については解除していきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 5番。

○5番（大松紀美子君） 町の人たちからいろんな話が出ているんですけども、やはりあそ



こを通らないと奥のほうのお店には行けませんよね、裏側から回るということで。そして、商売に非常に差しさわりのあるという声もちろん出ていますし、一体いつになったら倒壊家屋が解体されてあそこが通れるようになるのかっていう、そういうめどを示してあげないと私はいけないと思うんですよね。その辺のめどについては、いつごろと考えていいですか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

めどということなのですが、先ほどもお話ししましたとおり、近々に申し込みの受け付けを開始いたします。公費解体の受け付けを開始します。その中で、所有者が申請を行っていたかまして、あそこについてはかなり危険な状態、そして通行止めをかけていますので、最優先の箇所といたしまして、町といたしましても取り壊しの段取りをしたいと考えております。

以上です。

〔「めど」と呼ぶ者あり〕

○建設水道課長（山本 徹君） めどにつきましては、所有者が申し込みをしていただかないと、個人のを町が勝手に壊すわけにもいきませんので、そこについては事前に連絡、協議していますので、町のほうからも働きかけまして進めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 議案第3号の、個別な課題は後にいろいろ伺うこととしますが、先ほど説明の中で、途中から補正予算、専決に係る基本的な考え方が示されました。言ってみれば、3、4号で緊急かつ早急に必要なものということで随時編成していったと。で、これからのものについては、第6号の一般会計補正予算で取り組むという状況でありました。

そこでお伺いしますが、こういう本当に未曾有な状況の中で行政側にあっても大変対応に苦勞をされたということは私ども重々承知しているところではありますが、そういう中で、今度の災害については御存じのように激甚災ということになりました。前半の部分についてはそういう状況はなかったわけなんですけれども、そういうことに関連して、この3号を中心に、4号まで復旧、応急処置等々も含めた予算編成に当たって、若干関連しますが、4号まで入りますが、内容を見ますと、国庫支出金が4号の段階では5億円ほど出てきておりますが、中身として、全体としてこの間の復旧事業費に充てたのは10億円余りという中で、町債が約3億、さらに繰入金という形で自賄いしているのが1億円以上という形になっています。

これらについて、まず基本的に伺っておきたいんですが、激甚災害ということで、国のほうとのこの国庫支出金等々がどういう状況として展開されるというふうに判断されておられるのか。また、その内容について、この予算等々の中で、どのような見通しの中でつくられてきたのか伺っておきたいというふうに思います。

さらに、今後それらがどのように展開していくかということを含めて基本的な見解を伺っておきたいと思いますし、私自身、安平、厚真の、既に臨時会が開かれておりますが、そうしたところを見ると、我が町でのこの初期対応の費用というのは少なく済んでいるなという思いなんです。そういう点を含めて、最初に対応してきた、あるいはこれからの対応していく等々について内容等を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ただいまの質問にお答えをいたします。

基本的に、応急復旧で急ぐものについては進めてきたつもりでございます。ただ、国費の部分については、議員おっしゃるとおり、これから災害査定が進んでまいるという状況でございます。そのために調査設計等も入れながら調査費用を組みまして、その中でこれから補助事業の査定を組んでいくというようなこととなります。それによって、金額的にもまだまだ膨らんでいくという状況になろうかと思っております。これから査定を受けるという中で、まだ経費等については計上していないものもあるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

昼食のため、しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、承認第5号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書、別

冊事項別明細書1ページから7ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと議案書  
つづり11ページから16ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表地方債補正までの  
全般についての質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 4ページの975、被災者支援事業について伺います。

この中で、罹災証明書の発行について、まず1つ目は伺います。

罹災証明の受付というのが、これは9日の資料を見て言っているんですが、1,145件なん  
ですよ。家屋調査が済んで、証明書が交付したのは783件なんです。残り362件、残ってい  
ることになるんですけども、いわゆるこの家屋調査がきちりと終わらないと、仮設の入  
居だとか、そういうものがはっきりしないことになるんですけども、もうちょっと調査員  
の方を増やしていただいて、もうちょっと早く進めることができないのかということをお聞  
きします。

それから、もう一つは仮設住宅なんですけど、きょうの資料いただいたのでは、25戸建設の  
うち申し込みが25だったものがマイナス1で24ということになっているんですけども、仮  
設住宅の申し込みをしても、後段の議案にもありますけれども、選定調整委員会というこ  
ろで入居の可否を判断することになると思うんですけども、仮設住宅を申し込んだ方はお  
おむね入れるというふうなことを思っているんですけども、また、まだ決まっていないと  
いう人もいるのに、いや、もう決まったんだというようなことを言ったりとか、避難所の中  
では何かその情報が錯綜しているということもあるんですよ。それで、家屋調査が進んで、  
半壊以上の家屋がもし増えていって、そうすると、仮設住宅に申し込む人も当然増えていく  
ということを考えたときに、この後どうしようと、第2期の仮設の建設を考えているのか、  
それとも、賃貸住宅をみなし仮設として鶴川地区は対応するのかについて伺います。

それと、これは確認なんですけれども、穂別地区は、穂別地区に仮設は建たないというこ  
とで、公営住宅をみなし仮設のような形で9件の方が申し込んでいるんですけども、そう  
いう形でやると。しかし、鶴川地区は仮設住宅を建設しているために公営住宅をみなし仮設  
とすることはできないというようなことを建設課で聞いたんですけども、その辺もちょっ  
と明確に教えてください。

ああ、ごめんなさい。議長、まだありました。すみません。

それから、ごめんなさい。5ページの1120のごみし尿処理対策事務なんですけど、この中の  
説明の中に損壊家屋の解体の費用も入っているんですけども、結局、ここにありますけれ

ども、解体済みのところもありますけれども、まだまだ危ないところ、青いシートで囲ってはいるけれども、ガラスがもう散乱していて、ひもを張っているだけとか、テープを張っているだけとかありますよね、先ほどもちょっと質疑しましたけれども。これらを公費で解体するということなんですが、本当にいつまでこういう解体が終了するめどというのか、業者の関係もあるでしょうけれども、どんな順番でやろうとしているのか、その辺のことについてもお伺いします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、罹災証明の件についてお答えをしたいと思います。

現在、罹災証明の交付の申請が1,145件ほど申し込みがございます。これにつきましては、10月8日現在の数値ということでございます。家屋の調査状況を申し上げますと、調査状況については1,038件ということで、おおむね100件程度まだ未調査というところでございます。これは1次の調査でございます。あわせまして、1次調査終わった後、不服を申し立てるということで、2次調査に進んでいる方もいらっしゃいます。こういったところで2次調査でいくと、現在のところの20件申し込みがあるということでございます。これらの調査について、今、調査班のほうでそれを進めておりますけれども、なかなかその受付の件数が、日々20件から30件程度やはり申し込みがあるということで、この数がなかなか減っていついていないということでございますので、なかなか追いついていないというのが実態でございます。今、職員の中で調査班を組んで、また、北海道から応援に来ている職員の方々だとか、これは各振興局から市町村の職員が参っておりますけれども、その方々の応援をいただきながら調査を進めているという状況でございます。この点についても取り急ぎ調査をしますけれども、なかなかやはり班体制が2班程度ですと、やはり10件から20件程度が調査の限界というところでございますので、ここが、申し込みの申請の件数が落ちついていかないと、なかなか追いつかないという状況だと思います。鋭意調査を進めていくということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、仮設の住宅の申し込み状況でありますけれども、現在、北海道が応急仮設住宅の建設を大原地区で進めております。25軒の建設でございますけれども、8日現在で25軒の申し込みがあるということで、この点につきましては、今、満度という状況でございます。きょう議案の中で、特別職の報酬の関係で、この選定委員の方々の費用弁償を認定をいただきま

すけれども、これがきょう議案の中で可決をされれば、速やかにこの入居の選考委員会というものを開きたいということで考えております。この選考委員会の中で、この25名の方選考されるということになりますので、ここで決定を受けていくという状況になります。ですので、いましばらくといたしますか、時間をいただければ、ここで入居者が決まっていくということになると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 取り壊しの関係につきまして御回答いたします。

先ほどもちらっと話をいたしました。事務的な部分でなかなか時間がかかっているところ。申込書関係の書類を今週中には半壊以上の方々に一応郵送等で送付するような作業を考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 追加、まだあるでしょう。

大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 仮設住宅の2期目の工事についてお話をしたいと思います。

現在、25戸建設をしております。25戸ということですが、この先、仮設住宅に入りたいという方がいらっしゃれば、当然2期目の工事まで考えております。また、穂別地区については公営住宅で済みましたので、公営住宅で仮設住宅がわりということで行っています。

それと、なぜ鵜川地区は公営住宅を使わないかというと、一部損壊の方が結局仮設住宅に入れませんので、そういう人たちが多少いらっしゃるんじゃないかということで、公営住宅には半壊以上の方は対応しないで、仮設住宅で対応しようということをやっております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ちょっと今の件からお聞きしますけれども、2期目も考えていると。

それと、それはよかったことなんです。それにしても冬になっちゃいますよね、もし建てるにしても。ちょっとそれも困るなと思っているんですけども、今、大塚さんが答弁された鵜川地区の公営住宅、これ原課に聞いたのがちょっと間違っていたのかなと思うんですけども、鵜川の公営住宅も穂別の公住と同じように活用はできる。しかし、一部損壊の人が公営住宅に入りたいという人が出てきたときのために考えて、穂別のような扱いはしないんだと。道に聞いたらだめだったというような話を聞いたんです、実は。そうではないのね。

これ、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、罹災証明、家屋調査のことなんですが、課長は御理解くださいということなんですが、結局もう寒くなってきますし、やっぱり調査を早くするということがとても今の段階では大事だというふうに思うんです。だから、調査してくれる人たちをもっと増やせないのかということが一番だと思うんですけれども、それにまた改めてもう一度答弁ください。

それから、選定調整委員会の人25のうち25件申し込みがあると。その委員会で多分どういう基準、新しい基準があるのかどうかわかりませんが、その25の方が半壊以上の方が申し込んでいるわけですから、住めないから申し込んでいるのに、ふるいにかけてらちゃうのかなど。例えば、優先順位どういうふうにつけるかわかんないけれども、25の方が全部入れるんなら私は何もいいと思うんです。でも、その選考委員会でふるいにかけてられるということは、そんな心配はしなくていいのか、ちょっとお聞きします。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ただいまの罹災の調査の関係にお答えをしたいと思います。

調査のほうは鋭意進めているということでお話をさせていただきました。ただ、この調査についても、ある程度やはり調査方法を熟知した者でなければ調査ができないということでまず御理解をいただきたいと思います。そういう意味で、職員の中でその調査をするに当たってのやはり専門的な知識を得ながら進めていっていますが、それをサポートする側の人間がやはり必要になってきます。ここが今、北海道から各振興局管内の市町村の職員が今応援で来ておりますけれども、ここが週大体5日で交代していくと。となると、やはりその調査に当たっての目合わせとありますが、きちんとやっぱり公平な目で見ていかなきゃならないので、そこにやはり引き継ぎの中できちんと対応していくといたしますか、調査方法をきちんと学んだ上でまた調査へ入っていくということでございますので、次から次と調査をできるという状況ではございません。やはり均一化したその調査方法ということになりますので、そういった意味でやはり慎重に取り進めているというところですので、ここが3日、4日たってくると熟知してきますけれども、また5日目にかわってしまうということになりますので、そういった事情から、同じ人間がずっとやれば、それはどんどん進んでいくんですけれども、なかなかここは進まないというところがございますので、そういう意味で、その指導もしながら調査をしているという実態でございますので、ここは御理解をいただくしかないかなというふうに思っています。やはり初日より2日目、3日目ということで、調査のスピードが上がっていくということがございますから、何とかその申請の件数が落ちつけば、

やがて追いつくぞということだと思しますので、ここは御理解をいただきたいなということでございます。

また、選定委員会といいますか、応急仮設住宅の入居者選定調整委員会といいますけれども、この委員会については議員がおっしゃるとおり、半壊以上の方がお申し込みになっているということですから、基本的なところは基準はクリアしているものというふうに考えます。ですので、もしこれがあふれているということになれば、当然やはり弱者から入居させなきゃならないと。例えば高齢であるとか、例えば障害を持っている方だとかということだと思えますけれども、今、25棟に対して25の方が申し込みをされているということですから、よっぽどのがない限り、ここは選定をされるんだろうと思えますけれども、いずれにしてもやはり選考基準がございますので、この中で選考されていくということでございますので、この点についても御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 仮設住宅の件ですけれども、実は、当初は北海道さんのほうで罹災証明というか、半壊以上の方が何人いて何戸建てるという最終的な戸数を決めないと建てられないというお話をいただきました。そうすると、罹災証明の調査を終わらないと、実際は仮設住宅の建設に入れられないというような状況が実は発災当時は生まれていたんですけども、そこを町側として、1期目工事、2期目工事というやり方ができないのかというような相談をして、今回1期目ということで25戸を建設するということになりました。2期目の工事については、その後の精査で人数を合わせて戸数を決定するということになっていきますので、建てないということではないということに理解いただければと思います。ですから、必要な戸数については、工事は行うということで考えていただければというふうに思います。

先ほど言った一部損壊の方ということは、もう当初から私ども想定の中に持っていたんです。ただ、基本的には、仮設住宅というのは公営住宅があれば公営住宅を埋めなさいというのが基本ルールになっています。ですから、本来であれば仮設住宅に入れるのではなくて、公営住宅に入れなきゃいけないということがあるんですけども、本庁というか、鶴川地区の場合、公営住宅の絶対戸数がないので、一部損壊の方が入れない状況をつくり出すと、全く住宅に入れないう方があふれ出るだろうということを予測していましたので、そういう意味で公営住宅に手をつけなかったというふうに考えていただければと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番(大松紀美子君) 確認なんですけれども、例えば、一部損壊の方が2次調査で半壊以上になるという可能性もありますよね、当然。そうしたら、そのときに仮設住宅の申し込み締め切りは終わっていますし、25戸埋まっていますよね。そうしたら、そのときに、そういう状況になったときには、当然鶴川地区は公営住宅で対応するというのでいいのか。それとも、多分、町は賃貸住宅の空き状況を把握していると思うんですけれども、そういうことで対応するのか。これ今、25で25人だからもういっぱいですよ。でも、調査が進んで、2次調査で半壊以上になったら仮設住宅の申し込みだとか、そういう対応をしなきゃいけませんでしょう。そのときに公営住宅で対応するのか、それとも、賃貸住宅で対応するのか。押さえている賃貸住宅があるのであれば、そのことも含めて教えてください。

○議長(小坂利政君) 成田総務企画課長。

○総務企画課長(成田忠則君) 仮設住宅の関係でございますけれども、賃貸住宅というものもみなし仮設という制度がございます。これは入居者と、それから私どものほうで生活再建の窓口持っていますので、そこで相談をさせていただきながらということでやってございます。どうしてもやはり、今住めないという状況が急がれるということであれば、北海道と大家さんとが契約をしなければならぬということになりますので、こういう点で、もし賃貸住宅に入られるという方がいらっしゃれば、そういう制度に乗って、みなし仮設ということで賃貸住宅を借りるということは可能であります。

ただし、なかなか町内も住宅事情が非常に厳しいといえますか、民間のアパートなり、借家なり、非常に数が少ないということで、既にもう借りられている状況が結構あるぞということでございますので、ここはやはり仮設住宅にまず入っていただくような施策を組んでいくということで私ども進めているところでございますので、足りない部分については仮設をやはりこれからまた建てていくということで、先ほど言った1次の調査から2次の判定の中で、判定が結局2次の調査の中で半壊以上という判定になれば、当然その入居する要件を満たしてくるということでございますので、この点についても仮設住宅の建設、増設に向けて、私どもも努力をしていきたいというふうに思っていますので、住宅に入れないような状況にはならないように施策を組んでいくと……

〔「公住で対応するの」と呼ぶ者あり〕

○総務企画課長(成田忠則君) 公住のほうは、先ほど大塚も申し上げたとおり、基本的には一部損壊でやはり住宅に入れないという方が、応急仮設住宅に入れないという方がやっぱりいらっしゃるんだろうと思いますので、そこは何とか担保してとっておきたいなという



のが私どもの思いでございます。

○議長（小坂利政君） 次、ほかに質疑ございませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 確認の意味で、関連ですけれども、特に穂別地区についてお伺いしたいと思います。

現在、穂別地区で罹災証明書出される件数と今後の見通しについて聞きたいのと、今の答弁で、穂別地区は公営住宅で間に合わせたいということで聞きましたけれども、今後出るような可能性はないのかあるのか。要するに、入りたいという希望者が出ないのか。もし、足りないようだったら民間の一般の賃貸をみなしとするような話も聞いておりましたので、そのようなことについてもお聞きしたいと思います。

そして、現在、今、新聞折り込みとか端末で公営住宅の申し込みをやっておりますよね、今。それについての関連というのは、それだけ余裕があるのでやっているのかという見方も聞こえる面もあるので、その辺のことはどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 公営住宅の関係でちょっとお話ししますが、穂別地区、今9戸の方が公営住宅を用途変更しまして、公営住宅から外して仮設用の方に充てる住宅として今9戸にしてもらっています。あと14戸については、9日から17日までの一般募集という形で穂別地区が募集をかけているはずですが、それは新聞折り込みに入ったと思いますけれども、これは被災を受けている、受けていない関係なく、住宅に困窮している方は申し込みができます。当然、入居者選考というところにかかりますけれども、鶴川地区においても7件の一般の公営住宅の募集ということで、同じ日付で、9日から17日ということで募集を今開始しております。そういった中で、仮設に入れられないような方のニーズをまずそこでつかむということでしております。その中でどの程度の申し込みがあるのか、ちょっとわかりませんが、その状況を見ながらというふうを考えております。

それと、鶴川地区における仮設については、基本的に今25戸、辞退がない限りは埋まるということになりますので、2次の申し込みを受けた中で出てくれば、2次の要望といいますか、建設の要望もしくは民間での、先ほどちょっと話もありましたけれども、みなし仮設を使うような形になるかどうかということで、次の段階に進むことになろうかと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 私も同じ1120-00の関係で質問をしたいと思うんですが、ただいま仮設住宅等の質問をされているんですけども、今回未曾有の災害というようなことで再建支援法、この中では住家、非住家の全壊、大規模半壊等、これらについてこういった予算等が措置されているんですけども、ちょっと大体論で本当は質問したいかなと思ったんですけども、ちょっと細かい話に一部なるんですけども、一部損壊については、こういった行政支援というか、そういったものがないものですから、半壊までについては58万4,000円という応急的な修理、こういったものについては予算がついているんですけども、一部損壊についてはないんですね。それで、そういった自分自身も一部損壊ではないかなというそういう被災者のほうから、こういったものについての支援はないのかなとそういった要望というのがあるんですけども、国のほうの支援法ではありませんけれども、熊本、鳥取、こういったところでは町独自でもってそういった制度も考えていますんで、12月議会までの間少し時間がありますので、こういった時間の中でそういった方法論について、ひとつ研究材料として考えていただくとそういったような考えが、こういった大変な時期の質問なんですけれども、そういったこともあわせて考えられるのか、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 町独自の生活支援、生活再建支援についての御質問と捉えております。

この関係につきましては、確かに被災町が胆振東部ということで、3町を初めその他の自治体もあるかと思います。とりわけ被災の大きな3町につきましては、先般、首長の会議がございました。その中で、今、佐藤議員が言われたようなことも触れられたわけでございますが、一つの検討課題として町の独自支援、こういったところも含めて3町で足並みをそろえるものができるのであれば、そういった検討というのもこれから重ねていかなければならないのかな。この中には一部損壊した世帯についての手当のあり方をどうするかといったことも検討課題としていこうということで、今の現在の状況でございます。

あわせて、これは被災団体というのがそれぞれの地域の実情に応じて行う復興に向けた事業の資金というのがございますけれども、会計年度と、こういったところにとらわれない、1例でございましてけれども、弾力的なもうちょっときめ細やかな復興基金的なもの、これを北海道に3町として要望をしているところでもございます。

また、この中における復興基金の財源につきましては、国において特別な措置というの

を講じていただきますよう、あわせて今、要請、提案をしているところでもございます。含めてこの基金の設置方式でございますけれども、熊本の地震におきましては、今言ったように県としての復興基金の設置というのがありますが、奥尻島等の地震対応といったときには、北海道の設置とはまた別に各被災団体によつての条例方式、こういった基金のあり方というものもありますので、今後3町としても、今回の被災対応、被災規模、状況に適したものの検討をしていきたいと思つているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 4ページの被災者支援と5ページの環境衛生費にかかわつて質問させていただきますが、第1点は、前段も述べましたけれども、今回のこの我が町として初めてと言われるこうした大災害の中で、職員の皆さん初め、本当に大奮闘されてきたわけなんです。そうした中でさまざまな対策を取り組んできたということは私も承知をさせていただいておりますが、その中でひとついろいろ考えなきゃならないこともあつたのではないかと、また、今そのことについて考えなければならないという問題があろうかと思つています。

その一つには、情報の共有という問題です。私ども、過年、まちづくり条例をつくつておりました、その中でもこの情報の共有というのは、町民の皆さんとともにするというのでやってきたわけでありまして、今回の災害対応の中でこの点がどうだったのかということ、私は伺つておきたいというふうに思ふんです。避難して、避難所にあつても支援物資の流れが届かなかつたとか、そういうことがあるございました。そういう点では、それらの対応についてどうだったのか。私も安平、厚真とも必要があつて行かせていただきましたけれども、例えば、安平町では第6号だか7号だったかと思つますけれども、通信のようなものを出して、そして支援物資なり、あるいは入浴サービスの問題なり、その都度起きてくる問題について、誰でもが取つてみればわかるように、そういうふうなことがございました。そういうことがあつたんですけれども、我が町はどうだったのかというようなことを思いながら、さらには、この避難所に災害対策本部でいろいろ検討し決めたこともなかなか避難所の中には伝わっていない。本当に職員全体として情報が共有できるというそういうものがあつたのかどうか。その辺これからもいろいろな形で必要になってくるんじゃないかというふうに思ふんですが、それらを含めてまず第1点伺つておきたいというふうに思ふます。

2つ目には、ごみ収集にかかわつての問題ですが、被災ごみは9月の末をもって特別対策をやめて、今度は我が町が加盟しております平取の処理場に持つていくと。その中で、災害

ごみということで町から指定を受ければそういう形で扱いますよということになっているんですが、この際に、その後に認定といいますか、確定はどうすんのかという中で、町の証明書をもらうと同時に、町がそれを検定すると、判定するというようなことがございました。こうなると非常に多くの手間がかかるんじゃないかと。例えば、川東の皆さんが役場まで持ってきて判断してもらうのかというようなことにもなろうかと思うんですが、こういうことがあります。私はこういうときに、これらの問題で、さきのあずまやのときも申し上げましたけれども、やはり住民との協働ということも私たちの町は掲げています。そういう点でいえば、町内会自治会の皆さんなんかはこの点でも協力を仰ぐということがあっていいんじゃないかと。町内会自治会の中には環境衛生担当者などもおられるというふうに思いますが、そうした方々に集まっていたいただいて、その地域でそういうようなことが出る場合に、わざわざ役場のほうがかかわらなくても、その町内会自治会でそういうものを認定をして、スムーズに行ってもらう、こういうような対応が必要ではないか、あってもいいんじゃないかというふうに思うんですが、それらの町民との協力、協働という点なんかについてどのように認識され、対応するかという問題について2つ目に伺っておきたいというふうに思います。

3つ目には、いろいろ順番がありますけれども、これからの課題として今も努力をされておりますが、町民の皆さんの余震が続く中でこの不安感。そういう中で心のケアといいますか、そうした問題も含めて、まだまだ対応していかなきゃならない課題があるだろうというふうに思っています。これは避難所だけではなくて、在宅の中でひとり暮らし、あるいは障害を持っている方々など、さまざまな方々がそういう不安などを持っておられるというふうに思います。そういう中で、る手当も、努力もされておるということは承知しているわけですが、こういう中に、本町独自として町の福祉関係の職員を含めて、そういうような方々がどういう対応を具体的にされてきたのか。これまで日常的にデイサービスに通っている、あるいは介護認定なされて対応が必要な人など、これまでの暮らしがあったかというふうに思いますけれども、それらも含めてどのような対応をされてきたのか、あるいは今後に向けてどのような対応になっていくのか、どう考えているかということについて3つ目に伺っておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、先ほどの住宅問題ですけれども、る述べていることはわかりました。ただ、1つだけはっきりさせてほしいのは、民間住宅を借り上げれば、要するにそこに入居すればみなしとして適用するよ、これは支援があります。公営住宅でも、大塚参事の話ですと、そういうこととして捉えていいんだと思うんですけれども、そこもう1回

だけはっきりさせていただきたい。公営住宅を、例えば今、一般という形で応募はしていませんけれども、そういう中にやはりいろいろな事情で住宅に困窮になる方が、今回の中なる方が応募した。その人も当然これはみなしとしてみなしていくべきだというふうに、これはこれまでの熊本地震なんかの中で明らかになっていることでありますから、当然それは我が町としてもそういう立場だというふうに思いますが、それらを含めてそうだというふうになるかどうか確認をさせていただきたい。

以上、4点であります。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから情報の関係をちょっとお答えをしたいというふうに思います。

率直に言って、その情報の共有という点においてどうであったかというところを今振り返って考えますと、なかなか目に見えるペーパーという形ではなし得ていなかったなというところを率直に反省をしているところでございます。

情報につきましては、行政防災無線にて逐次必要な情報を提供してきたところでございますけれども、なかなか聞き取りにくいというような実態もあったやに聞いております。そういう意味で、町のホームページ、それから、フェイスブックを活用して、必要な情報については逐一流してきたところでもございます。

また、マスコミの役割も非常に大きかったというふうに考えております。必要な情報についても、マスコミさんを利用していただいて、情報としては発信をしてきたところでございますが、なかなかその点について情報が隅々まで行き渡ったかというところ、ここがやはりちょっと弱かったのかなというところがございます。大きな反省点として私どもも考えておりますので、この点をやはり今後に向けて、どういうふうな形でやっていけば情報の共有というものがもっと図られるのかなと。あるいは、避難所と本部との連携といたしますか、そういった点もなかなかうまく伝わっていなかったという実態もあったということで反省してございます。この点もやはり丁寧にやっていく必要があったかなというところではございます。なかなか本部にいとその点までわからないというところも実態としてはやはりあったというふうに思っておりますので、情報の共有、まさしくやはりここが皆さんの不安の解消というところにつながる点だというふうに思っておりますので、この点についても今後反省として、どうしたらうまく情報が伝わっていくのかなという点についても工夫が必要だろうというふうに思っております。

また、2点目のごみの関係でございます。

9月30日をもちまして、一定程度、約25日間ごみの受け入れをしてございました。後半には、やはり罹災されたごみというか、そういうごみの形からちょっと変わってきたということも実態してございます。本当に災害で発生をしたごみなのかなというところが、ちょっとマナーの点においても非常に疑問が出てきたところでもございます。一定程度そのごみの出し方を見きわめた形の中で、私どもも一定程度そこで区切りをつけるべきだということで判断をさせていただいたところでございます。今後、ごみの出し方については、生活支援のハンドブックの中にも記載をさせていただきますけれども、災害によるごみの発生ということであれば、私どもとしては、町としてごみの処理手数料の減免証書というものもお出しをさせていただいて、直接平取町ほか2町の衛生施設組合のほうへ持ち込みをするというようなことで対策を講じております。なかなか御不便をおかけするところでもございますけれども、一定程度その罹災のごみというものについては収集ができたかなというふうに思っていますので、ここをやはりうまく利用してもらいたいという考え方でございます。

私からは以上でございます。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうから心のケアについてお答えしたいと思います。

心のケアにつきましては、日赤の心のケアチームと、それから、道のほうで行っております心のケアチーム、道の心のケアチームにつきましては、大人のチームと子どものチームというものがございまして、そういう中で各町の巡回をしておりました。最初のころは避難所を中心に、避難所の中で心のケアというところを回って歩いていたんですけども、その後につきましては、個別のほうで必要な方についての面談を中心に行っております。大人のほうにつきましては、約10名以上の方が個別の面談を行っておりますし、子どものほうも5名以上の方は面談のほう、個別のほうに行っております。子どものほうにつきましては、さらに、きょうも行っておるんですけども、認定こども園のほうであったりということにも入っていただいて、その中で不安に思っているお子様たちのケアというところと、それから、発達支援センターのほうにも入っていただきまして、心のケアのほうをさせていただいているところです。そのほかに在宅のほうですけども、在宅のほうにつきましては、見守り支援センターのほうで把握しております。提供同意を得ている要支援者、障害者を含めた要支援者のところと、それから、75歳以上の独居高齢者、高齢者夫婦世帯のところを鶴川地区、穂別地区のほうを回っております。それで、他県のほうの保健師が協力をさせていただきました

て、鶴川地区でも今までのところ295軒ほど回っておりまして、穂別地区のほうはまだ途中なんですけれども、今のところ117軒ほど訪問のほうを終了しているところです。その中で心のほうのケアが必要かなと思われるケースにつきましては、道の心のケアチームのほうに来ていただいて、訪問のほうで心のケアのほうも対応させていただいているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、私のほうから避難所のほうの情報の共有の部分について説明させていただきたいと思います。

基本的には、一番最初的时候から17カ所の避難所をいろいろな形で運営していく中で、なかなかスムーズに流れなかった部分があることにつきましては、私たちも反省しているところではあります。できるだけスタッフ等でいろいろ情報交換しながら、そして、最初のころについては、各避難所が孤立しているというわけではないですけれども、なかなか情報がお互いに連携できなかったところはあるんですけれども、私が一応担当者だったものですから、全避難所は必ず1日に1回は回るようにしまして、お話を聞きながら進めてきました。もちろんその中では、町長を連れていったり、そういうことでメッセージを出しながら回るように心がけてきたつもりでございます。また、ある程度体制ができてからは、町の職員、そして支援をしていただいた道の職員、そして苫小牧市の職員で避難所運営会議というものをつくりまして、毎日どのようにしていったらいいか、どの情報が足りないのか等につきましては毎日話し合いをしまして、できるだけそれを反映するようにはしました。もちろん足りなかった部分につきましては、今後の部分に生かしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 先ほどの公営住宅のみなし住宅の部分の最後の質問の部分についてお答えいたします。

一応公営住宅といたしまして、のみなし住宅と扱いにはできないんですが、先ほど穂別地区のように目的外の届け出を出しまして、一定期間、要は公住の部分を外しまして、そういう形は鶴川地区もできないことはないんですが、先ほども話したように絶対数が少ないもんですから、鶴川地区につきましては、今の通常の公営住宅として募集をかけていきたいと今のところは考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） いろいろお話をさせていただいて、そのような回答もいただいたわけでありまして、1つはごみのことを例に挙げながら言いました。私はやはり町民との協働という立場、行政がいろいろお世話するというだけではなかなか届かない部分というのはある。そういう意味で、本当に町民の皆さんにもさまざまな協働いただきながら、協働のまちづくりという立場で取り組む。そういうものの一つとして、今ごみの例を挙げましたけれども、特にごみの問題でもう1点だけちょっとはっきりさせておきたいのは、ハンドブックの中を見ますと、これからの災害ごみについては町が証明書を出すと同時に、そのものが災害ごみなのかどうかということ町がいわば判定するというふうになっているんですね。その場合にどうするのかということ聞いておきたいんですよ、1つは。例えば、それは出すときに町に持って来て、担当者の皆さんに見てもらって、ああ大丈夫ですねと持って行くのかどうかという問題があるかというふうに思うんです。そういう面倒なことになるのかどうかということを含めて伺っておきたい。ですから、もし、そういうようなことをせざるを得ないというのであれば、自治会町内会なりの力を借りるところが大事でないかと、あっているんじゃないかというふうに申し上げているので、その点を含めてもう1回、回答をお願いしたいというふうに思います。

それから、2つ目に高齢者、障害者の心のケアを含めた対応の問題ですが、今聞きますと相当な数をやっていらっしゃるということで、なかなかすごいぞというふうに思いましたが、私自身の触れ合っている中では、例えば洋光団地の方々などでそういう対象だなというふうに思う方も私から見るとあるんですが、なかなか触れてないぞということもあったものですかからお伺いをしました。ぜひそのように、さらに努力をお願いしたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、公営住宅のみなしの問題ですが、穂別地区でそういう適用ができるということがあってなされてきているんですよ。従来は、公営住宅はみなしとしては認めないというような方向も過去にはありました。しかし、2016年の熊本地震などの中で、その後の国会議論の中で公営住宅についても緊急を要するような場合に認めていくということが既に議論されて、そういう方向が出されているんですよ。ですから、当然私は今むかわ町が取り組んでいる状況でよろしんですが、そういう中に公営住宅をお願いしますという方も出るだろうというふうに思っています。私はそういう人が1人、1世帯あるということも私も知ってい



ますが。ですから、そういう場合に、それもみなしというふうにきちっとやっぱりしてく。そのことによって、その後2年間というのが一定のその人に対する援助ができるわけですから、ぜひそういう方向をしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

さらにもう1点だけお伺いしておきたいと思いますが、先ほども一部損壊の問題で出ました。町長のほうから、一部損壊について3町で共同のといえますか、そういう取り組みで対応していきたいという話でございました。過日、私どもの要請等々の中で、町独自の支援ということも言っていたと思います。それらを含めてのことなのかどうか、あわせて。それは町長が今言われた3町というのは、いわゆる報道もされておりましたけれども、これまで他の地域の災害であったような経験に基づく基金を北海道でつくっていただいて、国がそれに支援をしていただいて活用するというだけのものなのか、それとも、もうちょっと町としても幅広く考えていきたいというふうに思っているのか。そこら辺を含めて改めて伺っておきたい。

以上です。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、私のほうからごみの部分について回答させていただきます。

基本的にこれまで9月中に行っていたのも、災害ごみを出すところにつきましては、入り口でチェックをして、災害ごみと思われないものについてはその場でお引き取り願ったり等を進めてきました。残念ながら、どう見ても災害ごみじゃないものが非常にありました。当町でいえば次の日から、9月7日から普通の一般収集やっていただけという部分がございます。その中で、生ごみについては特に入るのはないんですけども、やっぱりその収集所に生ごみを持ち込むような部分というのが非常に多うございました。という部分、それとか、例えばジュースのケース、外に野積みしていたようなケース等を大量に持ち込むという部分等も多く見られました。もちろんこれはもうモラルの問題だと思っているんですけども、そういう部分で今後の部分につきましては、基本的には平取に持ち込む部分で、減免するために券を出すという部分でございます。もちろん災害ごみについてはその分を無料にするために減免する券を交付する形になります。券を取りに来ていただくときに、一緒に荷物を、車で来ていただいて、確認をして平取に行ってもらおうという形になります。もちろん先ほど言ったように協働という部分についてはこれからいろいろ考えていかないところはあるかとは思いますが、平取側、平取ほか2町の衛生施設組合のほうからも、これま

での部分でもいろいろな災害ごみじゃない部分等の部分があったものですから、そこについては確認してほしいという部分は要請されておりますので、そこについては確かに車で1回こっちに来て、また戻る。どちらにしても券だけは取りに来ないといけないんですけれども、そこら辺の部分については、お手数をおかけしますが、御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、ごみの関係もお話しましたけれども、確かに議員おっしゃるように、協働の作業というか、非常に大事なことというふうに思っております。避難所も最終的には自主運営というか、そういう地域の力を借りながら避難所運営をしていくとか、そういうことも今後の体制の中では十分必要なことだろうと思っておりますし、先ほどのようなごみのほうも、できれば自治会のそういった組織でうまく対応できるのであれば、そういうことも今後検討していかなくちゃならないというふうには思っております。ただ、これはなかなかどういうふうに見るかとか、分別の方法等々も説明をして御理解をいただかなくちゃならないという形の中で、町内一律に扱うということもございまして、現段階、なかなか町内会におろしてそこまでやっていただくというのは困難なのかなというふうに思っているところでございます。

それと、心のケアの関係でもございまして、今後におきましては、今、庁内のプロジェクトチームということで、復旧・復興に向けた庁内組織を立ち上げてございます。そういった中で、そういったハード的な復旧等々含めまして、心のケアチームということで町民の皆さん、そしてまた、職員も含めていろいろな今後に向けてケアをしていこうというようなケアチームもつくったところでもございまして、そんな中で今後進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それと、公営住宅の関係でもございまして、これは必ずしもコンプライトしたことでなくて、当然公営住宅を外して、みなし仮設同様な形で取り扱うというのはできないことではないので、そこはそことしてまた考えていく必要あるかと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、戸数が限定されているということで、幅広くとりあえず受けたいというふうに思っているところでございまして、この辺も御了解をいただければというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 最初に情報の共有の関係でございますが、これはもう言うまでもなく、平常時におきましても必要とされることながら、とりわけ非常時における不安を抱えての正確な情報の収集、そして情報の共有、さらには情報の発信というんでしょうか、こういったことは、さらに今後におきまして、引き続き的確に把握しながら努めていきたいというのが1点。

それと、町独自の生活再建支援、先ほど4番議員にもお答えをしたところでございますけれども、法適用以外の世帯に対する町独自としての支援の枠組みというんでしょうか、あり方、これについては先ほど申し上げましたように、3町として足並みをそろえられるものがあれば、努力しながらもそれぞれ被災状況の実態というのが相違があるかと思えます。そこを先ほどの情報共有ではございませんけれども、情報交換を通しながら、今後、それらについては検討課題としていかないかという状況でございます。

それと、復興基金の創設の関係でございます。これは、3町として前回の話の中におきましては、両にらみというんでしょうか。これは復興基金に対しての、例えば道が創設しますよと言ったときに、国がどういったかわりができるのかといったようなものがまだ課題とされておりますので、国に対しての復興基金の創設を3町としてまずお願いするというのが1つ。あわせて、そこから漏れるもの等があった場合に、町独自としての条例方式での基金の創設というのを両にらみで進めていきたいと私は考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 最後、ありがとうございます。ぜひそのように努力をお願いしたい、実現をお願いしたいというふうに思います。

この際ですから情報の問題で1点。この間、支援物資の問題について張り紙も出されておりますが、入り口に張り紙もありましたが、町内会自治会でまとめてという話で連絡をしているというふうに思うんですが、これがなかなか全自治会に伝わっているのかなというちょっと疑問がございます。既に、ある自治会では問い合わせした住民がそのことを会長さんに言うと聞いていなかったというような話にもなっていたりしています。そういう点で、その辺の連絡共有というのを的確にさせていただきたいということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

それから、町独自の支援とのかかわりの問題で、いわゆるこの一部損壊の扱いの問題について、ぜひ御検討いただきたいと思うのは、全壊、大規模半壊、半壊ということになると一定のルールに乗っかってということになるんですけれども、そのほか一部損壊ということに

なると、この損壊の度合いというのは、これはまた千差万別に相当なものがある。やはりものによっては何百万というところであっても一部損壊というようなこともある。そういうような中で、今、町長が言われているのは本当に全被災者への対応ということも含めてのことなんでしょうけれども、やはり一部損壊とされながらも、やっぱり多額の費用を要するようなどころにはそれなりの支援ということを検討していく。そういう人たちまでの要綱等もつくっていく必要があるのではないかというふうに思っておるんでありますが、そこら辺についてぜひお願いをしたい、そうしていただきたいなということを述べながら、それらの見解について改めて伺っておければというふうに思います。

以上であります。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 自治会町内会に対する物資の関係でございます。

私どものほうから、実はその自治会町内会のほうにも物資が行き渡っていないという情報が入りまして、9月の末に文書を発出しているところでございます。これは自治会長さん、そして町内会長さん宛てでございます。取りまとめをしていただいて、必要な物資を提供していきたいという考え方でございますが、なかなかそこは行き渡っていないというお話でございますので、また、この点については再度文書を発出する中で取り組みをまたしていきたいというふうに考えております。私どものほうとしても、物資が相当、今、集積をされているという状況でございますので、ここはひとしく物資の提供ということを考えておりますので、その点についてもどういったものがあるのかというところも含めて、再度通知をしながら対応していきたいというふうに思います。

また、一部損壊の対応の関係でございますけれども、この点については非常に政策的なところもあろうかというふうに思います。一部損壊にあっても多額な費用ということで修繕をかけるというようなことであるのであれば、その点も今後の検討課題なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今の物資の部分について、追加して御説明させていただきたいと思います。

途中の段階で各自治会長さんたちにはお知らせした部分はあるんですけども、まず、物資につきましては、いろいろなものがもう当日、翌日からいろいろなものが届きました。基

本的には、一番最初の時点では避難所にいる人、そして、町民みんなが被災者ということで、水や食料を中心にできるだけ配れるような努力をしました。その後に、ある程度物流が再開し始めた部分がございます。大体9月の20日前後ぐらいからになるんですけども、避難所での活用をまず第一に行っておりました。その後、福祉施設、慶寿苑を初め、楽らくさんとか各種施設、そして、こども園等、また、穂別地区も同じ形なんですけれども、への配分、分配もさせていただきました。今、担当のほうで行っているのは、仮設、みなし住宅等へ入る方々への生活支援セットみたいな形をいろいろつくっております。いわゆるマイペットから、洗剤からいろいろなものをまずは、お布団も含めてなんですけれども、仮設に入るときにはほとんど何も持たない形で入る部分がありますので、そういう部分のセットをつくったり、また、どうしても来られなかった部分がありますので、自治会町内会への生活支援の分配等も今つくっているところでございます。そして、そこには防災的なものを多く入れたいなどは思っているんですけども、ただ、まだ、いまだに結構いろいろなところから支援を受けています。それにつきましては、できるだけ皆さんに行き渡るような形で、今のような形を考えて進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで承認第5号の質疑を終わります。

ここで、私のほうからお願いを申し上げたいと思いますが、議事進行上の建前から、質問者、答弁者、それぞれ簡潔に今後についてはお願い申し上げます。

次に、承認第6号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書、別冊事項別明細書1ページから7ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと議案書つづり17ページから20ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正までの全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第6号の質疑を終わります。

次に、承認第7号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算（第2号）の事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと議案書つづりの21ページから23ページ、予算総則第1

表直診勘定歳入歳出予算補正までの全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第7号の質疑を終わります。

次に、承認第8号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第2号）の事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと議案書つづり25ページから27ページ、予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正まで全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第8号の質疑を終わります。

次に、承認第9号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書、別冊事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと議案書つづり29ページから31ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正までの全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第9号の質疑を終わります。

次に、承認第10号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書1ページから2ページまでの収益的収入、収益的支出全般についてと議案書つづり33ページ、34ページまでの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第10号の質疑を終わります。

次に、承認第11号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書1ページから4ページまでの収益的収入、収益的支出、資本的収入、資本的支出全般についてと議案書つづり35ページから37ページまでの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第11号の質疑を終わります。

次に、承認第12号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書1ページから2ページまでの収益的収入、収益的支出、資本的収入、資本的支出全般についてと議案書つづり39ページ、40ページまでの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第12号の質疑を終わります。

これから承認第4号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第5号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第6号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第7号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第8号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第9号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第10号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第11号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第12号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小坂利政君） 日程第16、認定第1号 平成29年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第22、認定第7号 平成29年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの7件について、提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 認定第1号 平成29年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号 平成29年度むかわ町病院事業会計決算に関する件まで一括して御説明申し上げます。

認定第1号 平成29年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第4号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件までにつきましては、地方自治法第233条の第3項の規定によって、平成29年度の各会計の歳入歳出決算及び監査委員の意見並びに主要な施策の成果を説明する書類及び地方自治法施行令第166条第2項に定めます歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして認定に付するものでございます。

認定第5号 平成29年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件から認定第7号 平成29年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までにつきましては、地方公営企業法関係規定に基づきまして、歳入歳出決算時に監査委員の意見を付して認定に付するものでございます。

まず、認定第1号から認定第4号までにつきましては、別冊のファイルにとじ込みで配付してございます平成29年度むかわ町各会計の決算概要により御説明を申し上げます。

インデックスで決算概要と貼付されたページをお開きください。

まず、1ページ目の各会計の決算収支状況の総括表でございます。

歳入歳出の形式収支あるいは実質収支のみの説明とさせていただきますので、御承知いただきますようお願い申し上げます。

最初は、一般会計でございます。

歳入総額は85億3,383万7,592円でございます、歳出の総額は83億458万2,203円、歳入歳出差し引きの形式収支では2億2,925万5,389円となったものでございます。このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源9,137万7,000円を差し引き、実質収支は1億3,787万8,389円となっております、ここから財政調整基金へ7,000万円の積み立てを行い、実質繰越額を6,787万8,389円としたところでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

保険事業勘定の歳入総額は16億272万7,910円で、歳出総額は15億4,959万970円、形式収支は5,313万6,940円の黒字決算となっております。実質収支も同額となっております、ここから支払準備基金へ700万円の積み立てを行い、実質繰越額を4,613万6,940円としたところでございます。直診勘定の歳入総額は4億7,193万8,955円で、歳出総額は4億7,160万9,983円で、形式収支は32万8,972円の黒字決算となっております、実質収支は同額でございます。

次の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額は1億3,066万8,577円で、歳出総額は1億3,003万8,979円で、形式収支は62万9,598円の黒字決算で、実質収支も同額でございます。

介護保険特別会計は、歳入総額は8億7,660万1,404円で、歳出総額は8億2,910万3,826円で、形式収支4,749万7,578円の黒字決算で、実質収支も同額でございます。

一般会計と3特別会計の合計で、歳入の総額116億1,577万4,438円に対し、歳出総額は112億8,492万5,961円でございます。

形式収支は3億3,084万8,477円、翌年度へ繰り越すべき財源9,137万7,000円を差し引いた2億3,947万1,477円が実質収支となったところでございます。

次に、2ページ以降7ページまでは各会計の款別決算状況となっておりますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、8ページをお開きいただきたいと存じます。

不納欠損処分の内訳の状況でございます。

平成29年度において、むかわ町債権管理に関する条例に基づき、放棄した私債権については、先ほど報告第4号で説明しましたが、地方税法に基づいて不納欠損処分した町税のほか、使用料などの放棄した私債権につきましてもそれぞれ区分し、記載しております。なお、債権区分につきましても、公法上の原因に基づいて発生する債権が公債権として「公」、私法上の原因に基づいて発生する債権が私債権として、「私」と区分明記しております。

平成29年度につきましては、一般会計で328万308円の不納欠損処分を行っております。そ

の内訳は、町税の各税目の合計で230万698円でございます。負担金につきましては、児童福祉費負担金87万7,310円、使用料については報告第4号で説明したとおりでございます。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定の国民健康保険税で314万1,710円の不納欠損処分を行ったところでございます。同じページの右側ですが、直診勘定の診療収入では6,660円の不納欠損処分を行っております。

介護保険特別会計につきましては、介護保険料で4万200円の不納欠損処分を行っております。

なお、参考として記載しております公営企業会計につきましては、上水道事業会計は給水収益であります水道料金で16万2,076円、下水道事業会計におきましては、下水道使用料5万3,340円と下水道事業受益者負担金18万3,900円、合計で39万9,316円の不納欠損処分を行ったところでございます。

次に、9ページの過誤納金還付未済額の内訳でございます。

一般会計においては、町税で3万8,061円、情報通信施設使用料で2,000円、平成23年度課税町民税の延滞金60円の還付未済額が生じております。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定では、国民健康保険税で18万3,700円の還付未済額となっております。

後期高齢者医療特別会計では保険金で8万700円、最後に、介護保険特別会計では介護保険料の12万7,878円がそれぞれ還付未済額となっているものでございます。

10ページから11ページは、各会計の収入未済額の内訳でございます。

一般会計における収入未済額は2億9,406万6,993円となったところでございまして、前年度から町税で564万820円、財産収入で3万2,900円の収入未済が生じておりますが、分担金負担金で71万6,350円、使用料で39万1,524円、諸収入で185万5,745円が減額となり、合計で前年度から271万101円増額となっております。

次に、国民健康保険特別会計、保険勘定の収入未済額は9,631万6,275円で、前年度から290万5,744円の減少、また、直診勘定では17万3,564円で、前年度から7万7,072円の減となったところでございます。

後期高齢者医療特別会計では84万202円で、前年度から47万7,702円の増、介護保険特別会計では443万6,439円で、前年度から19万5,901円の増額となったところでございます。

次に、参考として公営企業会計、上水道事業会計では5,187万536円で、前年度から54万3,982円減少、下水道事業会計では2,640万1,337円で、前年度から13万7,775円の減少となっ

たところでございます。なお、水道料金及び下水道使用料につきましては、2月分及び3月分の料金の納付期限が翌年度となることから、現年度未収益が大きな数値となっております。

次に、12ページ左側の地方債借入別現在高の状況でございますが、表示単位が千円となっておりますので、御留意いただきたいと思います。

一般会計債の合計残高は99億8,953万7,000円で、対前年5億6,274万8,000円の減少となっております。平成16年度借り入れの過疎対策事業債の償還完了や平成8年度借り入れのふるさと農道整備に係る償還終了もあり、減少額が大きくなっております。

国民健康保険特別会計、直診勘定におきましては1億4,516万2,000円で、前年度から8,093万4,000円の減少となっております。

また、参考として掲載しております上水道事業会計債は3億5,100万6,000円で、前年度から721万円の増、下水道事業会計債は16億7,380万5,000円で、前年度から1億1,414万9,000円の減少、病院事業会計債は9億7,963万8,000円で、前年度から1億298万4,000円の減少となっております。

同じページ、左の表は債務負担行為額の状況でございます。

一般会計全体では3,109万8,000円で、前年度に比べますと2,283万3,000円の減少となっております。物件の購入等に係るものにつきましては、職員住宅の整備に係る北海道市町村共済組合への償還終了と農家経営改善支援資金利子補給が終了したことによるものでございます。

次は、13ページ、基金積立金の状況でございます。

財政調整基金につきましては、平成29年度末15億58万4,066円となりまして、8,456万4,519円の増となっております。これは平成28年度決算譲与金のうち8,000万円のほか、利子積み立てとして456万4,519円を積み立てする一方で、歳入見込額の増加に伴い基金取り崩しをとりやめにしたことによるものでございます。

次の減債基金は、年度末現在高で7億88万5,487円で、前年度末から利子の積み立てにより213万1,973円の増加となったところでございます。

その他の特定目的基金につきましては、16の基金となっております。総額で32億2,711万6,727円となっております。前年度末に比べ8,014万1,471円の減となっております。

各特定目的基金では、6つの基金で合計1億1,819万8,723円を取り崩し、一方、原資利子

について積み立てを行っているところをごいまして、このうち最も大きな取り崩しにつきましては、移住定住促進事業、地域農業活性化推進基金事業に充てるため9,035万5,575円となっております。

原資の積み立てといたしましては、ふるさと納税による寄附金などを地域振興基金、教育施設整備基金、生涯学習推進基金、鈴木章記念事業推進基金及び恐竜の卵基金に積み立て、立木の売払収入や情報施設の基本使用料に当たる部分をそれぞれ基本基金、情報通信施設営繕基金に積み立てしているところをごいまして。また、看護師養成就学資金貸付金の返戻があり、返戻額相当を未来担い手基金に積み立てしております。

一般会計の基金合計では54億2,858万6,280円で、前年費で655万5,021円の増額となったものでございます。

また、特別会計分といたしまして、国保給付費支払準備基金は平成28年度決算譲与金から原資として700万円と利子23万9,937円を積み立てする一方で、5,700万円を取り崩し、年度末で2,187万9,392円となっております。

介護給付費準備基金につきましては、原資として722万7,000円、利子21万5,508円を積み立て、年度末で7,807万5,329円となっております。

これらの結果、各会計の基金を合計いたしますと55億2,854万1,001円となり、前年度末に比べまして、3,576万2,534円減少したものでございます。

次に、右側の表の主要財政指標でございます。

標準財政規模は54億8,779万7,000円でございます。前年度から2億1,913万2,000円減となったところでございます。標準財政規模は、通常の状態では収入される経常的一般財源のことでございます。税や普通交付税など町税収入が4,427万7,000円が増額する一方で、普通交付税2億6,667万円、臨時財政対策債が7,986万円が減額したことによるものでございます。

経常収支比率につきましては、前年度から4.5ポイント増の87.6%となっております。

財政力指数につきましては0.203で、前年比で0.007ポイントの増、公債費負担比率につきましては20.0%で、前年費1.7ポイントの増となっているところでございます。

積立金現在高から債務負担行為額につきましては、前段に説明済みのため省略させていただきまして、町税の徴収率についてでございますが、現年度分は98.3%であり、前年度と同数となっております。

滞納分を含めた全体の徴収率については0.8ポイント上昇をしております。

14ページには社会保障財源化分の地方消費税の充当状況を、巻末15ページに平成29年度一

般会計の決算状況を一覽として添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

また、国保直診勘定は企業会計ではございませんが、15ページの次に認定第2号資料として、参考までに損益計算書様式にて資料を添付してございますので、後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

続きまして、認定第5号 平成29年度むかわ町上水道事業決算に関する件でございます。

インデックスをつけておりますので、そちらのほうをお開きいただきたいと思います。

上水道事業会計の7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページは、水道事業及び簡易水道事業を合算いたしました損益計算書でございます。営業収益と営業費用の差し引きで、表の中ほど右側に記載されておりますが、平成29年度は9,292万9,280円の営業損失となっておりますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では817万756円の黒字決算となったものでございます。当年度純利益も同額の817万756円となりまして、この金額に前年度繰越利益剰余金を合わせた額の1億1,748万8,883円を当年度未処分利益譲与金として計上したところでございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

ページの下段のむかわ町上水道事業剰余金処分計算書の表でございます。ただいま御説明申し上げた当年度未処分利益譲与金は、年度当初において繰越利益剰余金を繰り入れていることから700万円を戻すほか、減債積立に17万1,000円、利益積立に23万9,000円、合計41万円を積み立て、残りの1億1,007万8,883円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。

ページ中段の企業債の概況でございますが、簡易水道事業におきまして平成29年度3,358万9,864円を償還し、建設改良事業債を4,080万円借り入れしたことにより、年度末残高は3億5,100万5,833円となったところでございます。

以上で、認定第5号の説明を終了させていただきます。

続いて、認定第6号 平成29年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件でございます。

インデックスでお開きいただき、7ページをごらんいただきたいと思います。

下水道事業損益計算書でございますが、これは公共下水道事業と農業集落排水事業を合算した損益計算書でございます。営業収益と営業費用の差し引きで、表の中ほど右側に記載されておりますが、平成29年度は2億3,169万3,441円の営業損失となったところでございます。

が、当年度純利益は234万3,166円となり、これに前年度繰越利益剰余金を加え、その他未処分利益譲与金変動額を差し引き、2,018万8,452円を当年度未処分利益剰余金として計上しているところでございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

ページの下段のむかわ町下水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げました当年度未処分利益剰余金2,018万8,452円のうち、減債積立金に11万8,000円を積み立ていたしまして、2,007万452円を翌年度繰越利益譲与金として計上したところでございます。

次は、24ページをお開きいただきたいと思います。

ページ中央の企業債の概況でございますが、平成29年度の公共下水道事業において1億2,096万587円を償還し、建設改良事業債3,910万円を借り入れしたことにより12億5,754万8,617円、農業集落排水事業で5,298万9,085円を償還し、建設改良事業債2,070万円を借り入れたことにより、4億1,625万6,577円の残高となったところでございます。

以上で、認定第6号の説明を終了させていただきます。

続いて、認定第7号 平成29年度むかわ町病院事業会計決算に関する件でございます。

インデックスでお開きいただき、3ページの損益計算書をごらん願います。

病院運営につきましては、指定管理者により実施しておりまして、医業収益と医業費用の収支では、計算書中段の右側でございます。3億2,139万839円の営業損失となっており、これに一般会計からの補助金などの医業外収益と医業外費用の収支2億6,349万8,747円を加算いたしまして、5,789万2,092円の計上損失となり、ここにその他の未処分利益譲与変動額を加え、当年度未処分欠損金は2億2,823万5,161円となっておりますが、過年度分損益勘定留保資金で補填したことにより、8ページのキャッシュフロー計算書下段の資金期末残高が9,758万4,325円となったところでございます。

次に、17ページに記載しております企業債の概況でございますが、病院事業の年度末残高は9億7,963万7,928円となっております。

以上で、認定第1号から認定第7号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

代表監査委員からの報告はありますか。

○監査委員（数矢伸二君） ございません。

○議長（小坂利政君） これから質疑を行います。

なお、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、10月5日開催の第6回議会運営委員会において協議の結果、議長と監査委員を除く全員で構成する平成29年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることで協議が調っておりますので、そのように取り運びたいと思います。

したがって、本会議における質疑は大体論にとどめるよう御配慮願います。

質疑の順番は認定番号順とします。

まず、認定第1号についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。



これで認定第6号についての質疑を終わります。

次に、認定第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第7号についての質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、10月5日開催の第6回議会運営委員会において協議したとおり、議長、監査委員を除く全員で構成する平成29年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件については、議長、監査委員を除く全議員で構成する平成29年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま選任をされました平成29年度むかわ町各会計決算審査特別委員会の委員に申し上げます。

委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会の開催を願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時50分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第11、諸般の報告を行います。

休憩中に開催された平成29年度むかわ町各会計決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に野田省一委員、副委員長に星正臣委員が互選されましたので、議会の運営に関する基準第107条の規定により報告いたします。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第24、議案第48号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第48号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この一部条例改正につきましては、条例に規定する月額により報酬が支給されるものが月の中途においてその職についたとき、または任期満了等によりその職を離れたときの報酬の規定につきまして、むかわ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の第3条第1項を準用する旨明記するため所要の改正を行おうとするものでございます。

また、むかわ町応急仮設住宅入居者選定調整委員会の設置に伴い新たに発足する、むかわ町応急仮設住宅入居者選定調整委員会の委員につきまして、その報酬の額を定めようとするものでございます。

議案書は55ページとなりますが、議案説明資料中1ページ及び2ページのむかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

1ページでございます。

第2条第2項において、「支給の始期」を「支給について」に改め、「の例により」を「、第3条第1項の規定により」に改めるものでございます。

また、別表6の項において、「町営住宅入居者選考委員会」の次に「、応急仮設住宅入居者選定調整委員会」を加えるものでございます。この項に区分される当該委員の報酬日額につきましては、委員長が7,000円、一般の委員が6,500円でございます。

議案説明資料書の2ページをごらんください。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案の説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第25、議案第49号 むかわ町都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

江後建設水道課主幹。

〔江後秀也建設水道課主幹 登壇〕

○建設水道課主幹（江後秀也君） 議案第49号 むかわ町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

議案書57ページをお開きください。

本条例の改正は、公園緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、都市公園法施行令の一部が改正されました。これまで全国一律に定められていた都市公園に設ける運動施設の設置基準を地方公共団体の条例で定めるとされたことから、当該基準をむかわ町都市公園の設置及び管理に関する条例に規定するものです。

説明の都合上、別途お配りしております議案説明資料3ページ、議案第49号新旧対照表をお開きください。

今回の改正部分は、アンダーライン部分でございます。条例第5条の2第6項に「令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。」条文を追加するものでございます。

基準の考え方としましては、むかわ町において、これまで都市公園法等において定められている基準を遵守して公園施設の整備を行ってきており、都市公園がスポーツ及びレクリエーション活動の場や災害時における避難場所等の役割を担っていることを考慮すると、政令で定められている基準を継続し、良好な空間を確保していくことが必要であるため、政令で定める参酌基準をむかわ町の条例で定める割合とすることが妥当であると判断しております。

議案書57ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例の施行日は公布の日としております。

以上、提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号 むかわ町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号及び議案第51号の一括上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長（小坂利政君） 日程第26、議案第50号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）から日程第27、議案第51号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）までの2件を一括議題とします。

議案第50号、議案第51号の2件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

[西 幸宏総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第50号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）から議案第51号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）まで一括して御説明申し上げます。

まず、議案第50号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）でございます。

議案書の59ページをお開きいただきたいと思います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26億2,104万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億2,411万6,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書により御説明申し上げます。

5ページの歳出より御説明申し上げます。

2款1項6目地域情報施設管理運営事務の200万円の追加につきましては、穂別地区におきます難視聴地域解消に係る施工工事を行うものでございます。

9目の恐竜プロジェクト事業962万9,000円の追加につきましては、地方創生の取り組みとして、むかわ竜を初めとする地域資源を生かし、交流人口、関係人口の拡大を目指し広くPRを行うため各種取り組みを行うものでございます。当該事業の財源としましては、地方創生推進交付金465万円、残額は一般財源を充てるものでございます。

未来担い手基金の50万円の追加につきましては、一般寄附に伴う基金積み立てでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉一般事務の380万円の追加につきましては、震災で亡くなられた方への弔慰金及び生活支援給付であります福祉灯油に係る経費となっております。

3項3目被災者支援事業305万8,000円の追加につきましては、応急仮設住宅及び罹災証明書調査等に要する経費でございます。

5款1項2目農業振興対策事務の104万2,000円の減額につきましては、震災による農業地域整備計画策定業務委託の停止に伴うものでございます。

地域農業推進事業13万9,000円の追加につきましては、海外農業視察研修に参加する農協青年部員へ費用の3分の1を補助するものでございます。当該事業の財源といたしましては、全額を未来担い手基金から充てるものでございます。

5目集落センター管理運営事務24万円の追加につきましては、施設修繕に要する経費となっております。

6款1項1目商工業振興対策事業180万円の追加につきましては、中小企業向けチラシ折り込み及び地元消費活性化事業に要する30%を補助するものでございます。

2目観光振興対策事業50万円の追加につきましては、観光ニーズ調査委託の中止による150万円の減額と復興支援事業に係る200万円の補助に係る差し引きでございます。

キャンプ場管理運営事業2,000万円の追加につきましては、施設修繕に要する経費となっております。

7款2項2目町道整備事業453万1,000円の追加につきましては、個別計画策定1,100万円の減額と町道橋りょう点検業務45橋の1,553万1,000円の差し引きでございます。

5項1目町営住宅維持管理事務30万円の追加につきましては、応急仮設住宅選考委員会等に要する経費となっております。

6目博物館管理運営事務34万5,000円の追加につきましては、7月にありましたアンモナイトの盗難に伴う監視カメラシステムを導入するに要する経費となっております。

5項2目穂別スポーツセンター管理運営事務の……失礼いたしました。

12款給与費でございます。

こちらにつきましては、職員の時間外勤務手当、また、管理職員の特別勤務手当となっております。

続きまして、13款災害復旧費でございます。

1項1目農業施設災害復旧費でございます。失礼しました。13款1項1目農業施設災害復旧事務でございます。

こちらにつきましては、8,704万4,000円の増となっております。こちら内容につきましては、災害復旧工事及び施設修繕等に関する経費となっております。

続きまして、13款2項2目林業施設災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、6億8,982万3,000円の追加となっております。内容につきましては、災害復旧にかかります委託料、また、工事請負費ということとなっております。

続きまして、2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、13億4,606万5,000円となっております。内容につきましては、災害復旧補修業務委託、また、借上料と、あと、工事請負費となっております。

続きまして、河川災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、1億410万円となっております。内容につきましては、災害復旧補修業務及び災害復旧工事に要する経費となっております。

続きまして、3目公園等災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、4,970万円の追加でございます。内容につきましては、災害復旧補修業務及び災害復旧の工事に要する経費でございます。

続きまして、4目公営住宅災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、7,359万2,000円となっております。内訳につきましては、施設の修繕及び施設管理委託料、また、災害復旧工事の部分となっております。

続きまして、4項教育施設災害復旧費の1目学校教育施設災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、2,171万円の追加となっております。内容につきましては、学校の修繕費、また、調査設計委託料及び災害復旧工事等に係る部分、また、備品購入費という内容になってございます。

続きまして、2目社会教育施設災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、1,996万2,000円の追加となっております。こちらの内容につきましても、維持補修等委託料、また、調査設計委託料、また、備品購入費というような内容になってございます。

3目保健体育施設災害復旧費でございますが、こちらにつきましては、1,941万9,000円の追加となっております。内訳につきましては、修繕費、また、災害復旧業務に係る委託料となっております。

続きまして、5項衛生施設災害復旧費の1目環境衛生施設災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、690万円の追加となっております。内訳につきましては、調査委託料、また、災害復旧費に係ります業務委託料となっております。

また、2目保健衛生施設災害復旧費でございますが、こちらにつきましては、1,659万2,000円の増加となっております。内訳につきましては、維持補修等委託料、また、調査委託料、備品購入費というような内容でございます。

続きまして、6項民生施設災害復旧費でございます。

2目児童福祉施設災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、2,800万円の追加となっております。内訳につきましては、災害復旧補修業務委託料、また、災害復旧工事という内容となっております。

3節厚生福祉施設災害復旧費でございます。

金額につきましては、1,101万6,000円でございます。内容につきましては、調査委託料、また、災害復旧費の補修業務委託料となっております。

7項その他公共施設・公用施設災害復旧費でございますが、1目その他公共施設災害復旧費の816万8,000円の追加につきましては、町民会館等の修繕費、また、災害復旧に係る補修業務の委託料となっております。

また、商工観光施設等災害復旧事業の300万円の追加でございますが、こちらにつきましては、修繕費ということでございます。

また、普通財産等災害復旧事業につきましては、80万円の追加となっております。こちらにつきましても、内訳としましては修繕費ということになってございます。

また、その他公共施設災害復旧事業としまして4,000万円、こちら委託料として計上してございます。この後、調査等を、施設を今の段階では限定をしないんですが、必要に応じてこちらの委託料から支出をしていくというようなものでございます。

続きまして、2目公用施設災害復旧費でございます。

庁舎等災害の復旧事業としまして1,086万7,000円の追加でございます。内容につきましては、庁舎等の修繕費、また、調査設計委託料ということでございます。

続きまして、2ページの歳入に移らせていただきます。

まず、歳入につきましては、10款地方交付税ですが、こちらが850万9,000円の追加でございます。内容につきましては、各災害復旧事業におけます災害ルール分を計上してございます。



続きまして、14款社会福祉国庫負担金の災害弔慰金負担金でございます。

こちらにつきましては、災害弔慰金としまして125万円を追加するものでございます。

続きまして、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

道路橋りょう費、また、河川災害におきます復旧事業におきます負担金等ということで、こちら10億936万8,000円を計上してございます。

続きまして、地方創生推進交付金でございます。

こちらは、先ほど歳出でも御説明いたしました恐竜プロジェクト事業での交付金という形になります。465万円を計上してございます。

続きまして、社会資本整備総合交付金でございます。

こちらにつきましては、橋りょう長寿命化事業等の振りかえによる補正ということでございまして、289万円を追加するものでございます。

続きまして、住宅災害復旧費補助金でございます。

こちらにつきましては、既設の公営住宅の災害復旧事業に要する補助金でございまして、2,063万6,000円を追加するものでございます。

続きまして、学校教育施設災害復旧事業補助金でございます。

こちらにつきましては、公立学校施設の災害復旧に伴う補助金でございまして、1,380万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、社会教育施設災害復旧事業補助金でございます。

こちらにつきましては、町内におきます社会福祉施設等におけます災害復旧事業に係る補助金でございます。1,686万6,000円を追加するものでございます。

続きまして、農林水産業施設災害復旧事業補助金でございます。

こちらにつきましては、林業施設におきます災害復旧事業における補助金、また、農業施設におきます補助金というような内容でございます。6億187万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、公共土木施設災害復旧事業補助金でございます。

こちらにつきましては、道路橋りょう、また、河川、都市施設等におきます災害復旧事業の補助金でございます。5,478万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、道支出金でございます。

災害弔慰金の負担金としまして62万5,000円を追加するものでございます。また、地域づくり総合交付金としまして、福祉灯油に係る道補助としまして50万円を追加するものでござ

います。

続きまして、老人福祉施設災害復旧事業補助金でございます。

こちらにつきましては、社会福祉施設の災害復旧分に係る補助金としまして、66万6,000円を追加するものでございます。

また、一般寄附金として、このたび寄附の申し出ございまして、そちらのほう200万円を寄附金として追加しております。

また、18款基金繰入金ですが、未来担い手基金から13万9,000円です。こちらJ A青年部の海外農業視察に係る補助金として追加するものでございます。

また、続きまして、21款町債でございますが、農林水産業施設災害復旧事業費としまして……

〔「財調」と呼ぶ者あり〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ああ、8目、後ほど触れたいと思います。先に町債のほうを説明させていただきます。

農林水産業施設災害復旧事業債でございます。

こちらにつきましては、農業施設等におきます災害復旧の起債となっております。こちらが1億5,130万円の追加でございます。

続きまして、公共土木施設災害復旧事業債でございます。

こちらにつきましては、道路橋りょう、また、河川、都市施設等におきます災害復旧に係ります起債となっております。3億5,730万円を追加するものでございます。

続きまして、福祉施設災害復旧事業債でございます。

こちらにつきましては、町内におきます高齢者福祉施設、また、厚生福祉施設、児童福祉施設等におきます災害復旧事業債ということでございます。1,450万円を追加するものでございます。

また、こちら社会教育施設の災害復旧事業債としまして210万円を追加するものでございます。

これらの歳入歳出との差額部分におきまして、財源調整部分としまして財政調整基金から3億5,500万円、また、19款繰入金としまして、前年度からの繰り入れとしまして273万1,000円を追加するものでございます。

議案のほうにお戻りいただきまして、第2条の地方債の変更でございます。

こちらにつきましては、64ページ、65ページに地方債の補正としまして追加と変更の部分

が載せてございます。御確認いただければと思います。

続きまして、議案第51号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

議案第51号の提案理由の主なものにつきましては、胆振東部地震関連によるものとなっております。

議案書67ページをお開き願います

第1条でございますが、既定の直診事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,914万1,000円を追加し、直診事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,599万4,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

3ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費の診療所施設維持管理費100万円の追加につきましては、診療所施設修繕に係る所要額を追加するものでございます。

一般事務費10万円の追加につきましては、地震により破損しました事務用備品を整備するものでございます。

医師等確保対策事業の5万円につきましては、地震により出張住宅における備品が破損したことから整備をするものでございます。

2款医業費の医業費用につきましては、不足する看護師の業務を補うため看護師派遣に係る必要額を、また、地震関連により医師の確保が必要となったことにより、医師の短期派遣に要する費用及び破損した診療所施設備品を整備するため、524万1,000円を計上するものでございます。

5款災害復旧費の診療所施設等災害復旧事業1,275万円の追加につきましては、被災施設における復旧補修業務委託や災害復旧工事を行うものでございまして、災害復旧工事における財源は一般災害復旧事業債を見込むものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に係る説明書の2ページをお開き願います。

歳入でございますが、6款町債につきましては、診療所災害復旧事業債としまして災害復旧工事に係る900万円を追加するものでございます。

4款繰越金につきましては、前年度繰越金32万7,000円を追加し、3款繰入金におきまして一般会計からの繰入金を981万4,000円増額し、収支のバランスを図るものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

議案67ページをお開き願います。

第2条地方債の追加についてでございますが、議案書69ページをお開きいただきまして、歳入でも触れさせていただきましたが、診療所施設災害復旧事業債900万円を追加するものでございます。

以上で、議案第50号から第51号までを一括して説明をさせていただきました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第50号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、別冊事項別明細書、3歳出の5ページ、2款総務費から9ページ、12款給与費までについて質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ちょっとその前に確認ですけれども、今、15ページまでといたしましたか。

〔「9ページ」と呼ぶ者あり〕

○5番（大松紀美子君） 9ページまで、はい。

8ページの1480商工業振興対策事業の地元活性化事業とおっしゃったんですが、具体的に事業内容をお聞かせください。

それから、次の1510の観光振興対策事業、復興支援事業補助金とありますが、どのようなことを事業としてやろうとしているのかお伺いします。9ページです。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 御質問のありました1つ目、商工業振興対策事業の地元消費活性化事業補助金でございます。

こちら、実は6月の肉づけ補正の際に可決いただきました商工会が発行しますプレミアム

商品券発行事業に対する補助金でございます。実は、これにつきましては、既に交付決定を済ませまして、実は10月の中旬の発行に向けて商工会さんのほうで準備を進めていたところでございますが、さきの震災によりまして、実際に商店のほうでも多くの被害があったという部分ございまして、一旦10月の発行を中止ということで、既に広報でも御案内を申し上げたところでございます。その後、商工会さんのほうから今回こういった震災があった年だからこそ、町民の皆さんへの生活応援というような趣旨を強めた中でまた発行をしていきたいというような申し入れがございまして、それを受けまして、町といたしましても、今回補正予算のほうで追加増額という形で、こちらのほうを今回御提案させていただいたところでございます。

それと、その次の観光振興対策事業の復興支援事業補助金、こちらにつきましては、こちら観光協会さんが主管となりまして、ししやもの時期に向けた中で何とか町を盛り上げていくような復興イベントを実施していきたいというような提案がございました。内容につきましては、11月の3日、4日の中で、鶴川中央小学校をイベントの開催地といたしまして、こちらのほうで2日間にわたってのステージイベントと、あわせて物販のほうのイベントをしていきたいということでございます。特に趣旨といたしましては、被災以降、この間、この町を応援して下さった各関係機関、それから、ボランティアの皆さんへの感謝というもの気持ちをまず発信していきたいという部分と、それから、実際に被害に遭われた町民、それから、同じく東胆振の圏域の中で被災に遭った同じこの近隣町みんなが今回のこのイベントへ向けて、復興に向かって頑張っていこうというようなものをむかわ町を情報発信地として頑張っていきたいというような趣旨を込めたイベントとなっております。こちらのほうの部分に対しても、そういった企画の趣旨、今後ししやもの時期に向けての町の活性もございまして、また、町が復興に向けて元気になっていく、そういった部分の趣旨も町といたしましても受けとめながら、あと、こういった開催に係る経費について支援をしていくというような形で、本日提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 5番。

○5番（大松紀美子君） プレミアム商品券なんですけれども、増額したということは、プレミアム感が増す商品券を発売するということですか。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 今回増額補正させていただいたところにつきましては、実は

事業実施に際しまして、10月の準備に向けて既にかかった経費が実はございました。そういった部分を含めて、今度再発行ということで、向けた準備の事務もございますけれども、ただいま議員から御指摘ございましたプレミアム感という部分につきましては、口数を増やしていきたいということでございます。当初予定しておりました口数につきましては、8,150口を予定して準備を進めていたところでございますけれども、今後発行する生活応援の分につきましては9,000口ということで、口数を増やして取り組んでいきたいというような計画となっております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） まず最初に、このたびの震災で関係された方々、また、関係機関の方々に支援、御尽力いただきましたことに深く敬意を表し、感謝するものでございます。

また、町行政についても、災害後速やかに対策本部を立ち上げて、町の職員が一丸となってこの対策に向けて対応していること、十分に見てまいりました。先ほど5,150万の弔慰金の部分も出ましたけれども、町民目線に立った、あるいは被災者の目線でやっていただいたことを随分見てまいりました。このことに深く感謝をし、町民にかわりまして厚くお礼を申し上げます。大変にありがとうございます。

これからまた、震災の復興に向けていろいろな行動をしていかなければならないということでございます。既に経済文教常任委員会のほうで、農業関係の被災の状況、要望を承ってまいりました中に、このたびの農業経営の中の農業の組勘、あるいはまた負債の部分の支援をいただきたいというお話がございまして、恐らく過去にも町行政として組織内の内部金利、約1.3%程度の利子補給をやってきたことをまたお願いしたいという内容になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、本日のこの一般会計の部分で120億を超えて、さらに補正としてまだ増えていくだろうという予想の中で、いろいろな形で御支援をしてもらおうという町外の方々あるいは関係機関の部分が必要ではないかというふうに思っておりますので、ちょっと要望になりますが、提案をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ちょっと、1番。

○1番（東 千吉君） 関連で申しわけないんですけども……

○議長（小坂利政君） そこまでいっていないんだよな、まだ。農業予算でないんで……

○1番（東 千吉君） 5款の農業関係の農林水産業費の中の関連と思って話をしているんですが、どうでしょうか。7ページです。振興対策の中というふうに思っているんですが。

○議長（小坂利政君） じゃ、ちょっと簡潔にお願いします。

○1番（東 千吉君） 多分、内部金利で御支援をいただきたいというJA側のお話があると思いますけれども、日本政策金融公庫で災害に対してのセーフティネット資金農業用がごさいます。これが実は600万で無利子で借りられるということなので、恐らく2JAの話聞きますと、100件以上の要望があるだろうというふうに、これから12月の定例議会までにはこれ大方なと思います。そうすると、100件で600万だと、約6億ぐらいになりますから、支援をしても相当な金額になるというふうに思われますので、これは外側からの御支援をしっかりと受けるような形を進めていってはどうかという提案でございます。12月の定例議会になると遅くなりますので、今の時期であれば政策金融公庫の担当者の方も何とかこう災害に向けての支援をしていけるというお話もございまして、行政のほうからも経済団体によろしく願いをしていただきたいという内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 答弁はどうですか。要望ということで捉えていいですか。

○1番（東 千吉君） 答弁要りません。すみません。

○議長（小坂利政君） 答弁は要りませんので、一応災害に対する要望事項ということで捉えていただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、10ページから15ページまでの13款災害復旧費について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 大変申しわけありませんが、この10ページから災害復旧費、各項目で出ているんですが、これが、この出された資料との関係で、具体的に言えば、これのいろいろな課所づけと、どこの課所なのかということもこれちょっと明らかに、資料的に明らかにしていただければありがたい。これだったら、福祉施設というのはどことなります。

○議長（小坂利政君） 資料あるのか。

○総務企画課長（成田忠則君） 大変申しわけございません。資料の提示がされておきませんので、後ほど私どものほうで取りまとめて資料提出したいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 後ほど資料提出ということで御理解いただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 大変復旧作業で疲れていると思うんですけども、今のこの説明の中で、数字がちょっとこう不突合ありますんで、ちょっと確認したいんですが、議案50号、これの補正6号の説明書の15ページのコードナンバー2650のところですけども、いいですか。公用施設災害復旧費、これの中の補正額が2,087万6,000円、トータルは86万7,000円。そして、変だなと思って見ているうちに、内訳は1,086万7,000円、これはおかしいなと思って見て、説明を見ると、今度は68万7,000円になっているの、恐らくこれ、どこかちょっと数字がひっくり返ったか何か、どれが本当なんですか。

○議長（小坂利政君） しばらく休憩します。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 4時42分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 大変申しわけございません。誤植でございます。補正額が1,068万7,000円ということでございますので、訂正をお願いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 休憩します。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時44分

○議長（小坂利政君） 再開します。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（小坂利政君） 本日の会議時間は審議の都合によってあらかじめ延長させていただきます。



ます。

しばらく休憩をいたします。

17時再開といたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 5時10分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（小坂利政君） 答弁調整が整いましたので、初めに、渋谷副町長、答弁お願いいたします。

○副町長（渋谷昌彦君） 先ほど大変混乱をいたしまして申しわけございません。何度か予算書の修正等をしているうちに、ちょっと誤植が生じてしまいました。大変申しわけございません。後ほど担当者のほうから金額の訂正を申し上げたいというふうに思います。

それと、加えて、説明資料でお配りいたしました箇所図につきましても、これは被害箇所図ということでつけさせてもらいましたけれども、予算に上げている箇所図と相違がございますので、改めてこちらのほうも予算に合った箇所図として提出をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 大変申しわけございません。私のほうで訂正を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、15ページの2目公用施設災害復旧費のところでございますが、補正額が1,086万7,000円に補正額を訂正方お願いをしたいと思います。10867でございます、補正額。補正額です。

〔「もう1回」と呼ぶ者あり〕

○総務企画課長（成田忠則君） 1,086万7,000円に訂正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。計は変わりません。

事業番号2650のところでございますけれども、13節の委託料のところでございます。調査設計等委託料につきまして、ここを786万7,000円です。7867に訂正をお願いします。786万

7,000円に訂正をお願いします。13節の金額のところも786万7,000円となりますので、ここも訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それから、14ページも訂正になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。14ページ、7項1目のその他公共施設災害復旧費のところ、補正額が1,596万8,000円のところを、ここが5,196万8,000円に訂正方をお願いします。補正額のところ、1,596万8,000円のところを5,196万8,000円に訂正をお願いします。これによりまして、計のところは2,889万4,000円となっておりますが、ここが6,489万4,000円に訂正方をお願いします。

〔「もう1回」と呼ぶ者あり〕

○総務企画課長（成田忠則君） 計のところ、6,489万4,000円にお直しいただきたいとします。2,889万4,000円のところを6,489万4,000円の計の欄で訂正方をお願いしたいと思います。

一般財源のところも直ります。1,196万8,000円を5,196万8,000円に訂正をお願いいたします。

〔「もう1回」と呼ぶ者あり〕

○総務企画課長（成田忠則君） 一般財源のところ、1,196万8,000円を5,196万8,000円に訂正をお願いいたします。51968でございます。

これによりまして、7項その他公共施設公用施設災害復旧費の補正額のところは、6,683万5,000円となっておりますけれども、ここが6,283万5,000円に訂正方をお願いします。6,683万5,000円のところを6,283万5,000円に訂正方をお願いいたします。計のところは7,976万1,000円となっておりますが、7,576万1,000円に訂正方をお願いします。7,576万1,000円でございます。

確認いたします。

7項その他公共施設公用施設災害復旧費、既定額が1,292万6,000円、その横、補正額が訂正で6,283万5,000円となります。計が7,576万1,000円と訂正をいたします。財源の一般財源のところは変わりません。6,283万5,000円となっております。その下、1 その他公共施設災害復旧費のところの補正額の欄、1,596万8,000円を5,196万8,000円に訂正となっております。これによりまして、計の欄が2,889万4,000円が6,489万4,000円に訂正となります。財源内訳のところ、一般財源が5,196万8,000円に訂正となります。1,596万8,000円を5,196万8,000円と訂正となります。よろしいでしょうか。

以上、訂正をさせていただいて、おわびを申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから4ページまでの1総括、2歳入全般についてと議案書つづり59ページから65ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表地方債補正までの全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算（第3号）の事項別明細書1ページから4ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと議案書つづり67ページから69ページ、予算総則第1表直診勘定歳入歳出予算補正、第2表地方債補正までの全般について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 3ページの120050の医業費用のことなんですが、震災によって、医師、看護師さんが不足したためにという説明だったんですが、何かけがでもされたのでしょうか。どういった事情でこういう補正になったのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 藤江国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（藤江 伸君） まず、看護師の関係でございます。

看護師につきましては、年度当初から募集しているところでありまして、今回の震災にかかわらず、第3回の定例会において補正する予定のものを現在計上しております。

また、医師につきましては、震災9月6日におきまして、その当時、ちょうど副所長が帰省しておりまして、北海道に戻って来られないというところもありまして、診療所としては早急な対応ということで、いつもお願いしている出張医に1週間ということでそういう早目の対応したところであります。後に、医師応援等のそういうお話もあったんですが、診療所としては一刻も早くということでそういう手を打ちましたので、応援医師に、DMATとかのところに頼ることなく早目対応したところであります。

以上であります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第51号の質疑を終わります。

これから議案第50号から議案第51号までの2件について討論を行います。

なお、討論の順序は議案番号順とします。

まず、議案第50号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第50号の討論を終わります。

次に、議案第51号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第51号の討論を終わります。

これから議案第50号から議案第51号までの2件について採決します。

なお、採決は議案番号順とします。

お諮りします。

まず、議案第50号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第28、意見書案第8号 平成30年北海道胆振東部地震に関する意見書（案）を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

4番、佐藤守議員。

[4番 佐藤 守議員 登壇]

○4番(佐藤 守君) 意見書案について趣旨説明をいたします。

皆さんのお手元に既に配付されておりますので、要点のみ朗読を申し上げたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

平成30年北海道胆振東部地震に関する意見書(案)。

9月6日午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震は、マグニチュード6.7、厚真町で国内6例目となる道内観測史上最大の震度7、本町と安平町で震度6強を観測するなど、北海道の広い範囲で震度4以上を観測する極めて激しい地震であった。

この大地震により、広範囲で大規模な土砂崩れや地滑りなどが発生し、多くの尊い命が奪われ、多数の方々が負傷したとともに、今のなお、多くの被災者が不安や心労を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされ、本町においても相当数の建物被害や道路の亀裂・陥没・液状化などの被害が生じている。

よって、国会及び政府においては、一刻も早い住民の生活の安定と災害の早期復旧を図るため、下記の事項について早急かつ万全の対策を講ずるよう強く要望する。

1、北海道胆振東部地震に伴う災害について、災害復旧対策に対して十分な財政措置を講ずること。

2、現行の制度では支援の対象にならない被災者支援を長期にわたり機動的に実施するため、北海道及びむかわ町、厚真町、安平町に設置する復興基金の財政支援を講ずること。

3、被災者生活支援法等で支援の対象にならない一部損壊及び半壊の住家及び非住家の解体・撤去費用の支援措置を講ずること。

4、住宅被害を受けた被災者が元の生活を取り戻すことができるよう、各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

5、停電等に伴う被害が甚大な農林水産業やその関連加工製造業、商工業者、被災中小企業等に対する円滑な資金融通など、早期復旧に向けた総合的支援を行うこと。

6、電力供給の全面復旧を確実に進めるとともに、災害に強い電力供給システム構築のため、全道一斉停電の原因究明と検証を行うこと。また、非常用電源や燃料供給体制の強化、再生可能エネルギーの導入や北本連系の増強など、多様な電力供給体制整備への支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これでは本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員